

建設水道常任委員会

平成19年3月15日午後1時30分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎飯高 昭二 ○浦野 圭司 小野 隆雄
吉川 勝義
中川議長

2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	助 役	芳村 是
総務部長	植村 哲男	都市建設部長	藤本 宗司
建設課長	加藤 保幸	同課長補佐	佃田 眞規
観光産業課長	今西 弘至	同課長補佐	川端 伸和
同課長補佐	角井 敏文	都市整備課長	藤川 岳志
都市整備課参事	堤 和雄	同課長補佐	井上 貴至
上下水道部長	池田 善紀	上水道課長補佐	井上 究
下水道課長	谷口 裕司	同課長補佐	上田 俊雄

3. 会議の書記

議会事務局長 浦口 隆 同 係 長 峯川 敏明

4. 審査事項

別紙の通り

委員長 開会（午後1時30分）
署名委員 吉川委員、浦野委員

委員長 皆さんこんにちは。委員の皆さんにはご苦労さまでございます。全委員出席されておりますので、ただいまより、建設水道常任委員会を開会いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

初めに町長の挨拶をお受けいたします。 小城町長。

（ 町長挨拶 ）

委員長 ただ今、町長の方から差替えの件について、話がありました。ここで、総務部長からの申出があります。 植村総務部長。

総務部長 ただ今、町長の挨拶の中でありましたように、議案第6号につきまして、議案の題名が平成18年度公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてとなってございました。これにつきましては、その間に斑鳩町公共下水道という事がございますので、差替えをお願いしたいと思います。お詫びを申し上げながら差替えの事をご容赦いただきますようお願い申し上げます。

委員長 それでは始めてまいりたいと思います。最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

署名委員に、吉川委員、浦野委員のお二人を指名いたします。両委員にはよろしく願いいたします。

本日の審査案件は、お手元に配付しておりますとおりでございます。

初めに、本会議からの付託議案についてであります。（1）議案第6号、平成18年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

谷口下水道課長。

下水道課 それでは、議案第6号、平成18年度斑鳩町公共下水道事業特別会
長 計補正予算（第3号）についてご説明させていただきます。まず、は
じめに議案書を朗読させていただきます。

（ 議案書朗読 ）

下水道課 それでは、補正予算書の事項別明細書の歳入よりご説明させていた
長 だきます。まず6ページをお開きいただけますでしょうか。歳入でご
ざいます。

第3款国庫支出金、第1項国庫補助金、第1目下水道事業費国庫補
助金でございますが、1千万円の減額、次に、第4款繰入金、第1項
一般会計繰入金、第1目一般会計繰入金でございますが、2,510
万円の増額。

次に、7ページをお願いいたします。第7款町債、第1項町債、第
1目下水道事業債でございますが、1,740万円の減額。

次に、8ページをお願いいたします。歳出でございます。第1款公
共下水道費、第2項下水道新設改良費、第1目管きよ等新設改良費で
ございます。事業費の総額は変えず、財源といたしまして国庫補助金
の減、一般会計繰入金の増、公共下水道事業債の減に伴い、財源の振
替をさせていただくものでございます。

次に、第3款公債費、第1項公債費、第2目利子でございます。平
成17年度の地方債借入額が確定したことによりまして、償還金利子
で230万円の減額をお願いするものでございます。

以上、既定の歳入歳出予算に、歳入歳出それぞれ230万円を減額
し、歳入歳出それぞれ18億9,549万3千円にするものでござい
ます。

次に、恐れ入ります、3ページにお戻りいただけますでしょうか。

第2表 継続費補正でございます。

まず、第1款公共下水道費、第2項下水道新設改良費、事業名 公共

下水道事業（龍田西污水幹線）でございます。総額を5億円、年割額につきまして平成18年度、2,500万円、平成19年度、3億2,500万円、平成20年度、1億5,000万円に、次に、事業名 公共下水道事業（神南污水幹線）でございます。総額を2億7千万円、年割額につきまして平成18年度1,350万円、平成19年、度1億7,550万円、平成20年度、8,100万円にそれぞれ予算補正をお願いするものでございます。これにつきましては、2本の幹線管渠築造工事につきまして、12月議会で契約の議決をいただき、契約額が確定しましたことによるものでございます。

次に、4ページをお願いいたします。第3表 繰越明許費でございます。第1款公共下水道費、第2項下水道新設改良費、事業名 公共下水道事業（第11処理分区第1工区・第2工区）でございます。3億5千万円の繰越明許をお願いするものでございます。これは、龍田西污水幹線および神南污水幹線の平成18年度執行分といたしまして、当初、4億2千万円の予算措置をいたしておりましたが、12月議会で契約の議決をいただきましたこの2件の幹線管渠築造工事におきまして、契約の時期、契約の額から生じました執行残、3億5千万円につきまして、平成19年度へ繰越しすることにより、面整備の拡大を図るために工事を発注する予定でございます。なお、入札につきましては明日、3月16日に執行いたします。そのことから、年度内に工事が完了できる見込みがございませんので、公共下水道事業費で3億5千万円の繰越明許をお願いするものでございます。

次に、第4表 地方債補正でございます。下水道事業債で、1,740万円の減額をすることに伴いまして、起債の限度額を6億9,990万円に補正をお願いするものでございます。

恐れ入ります、1ページにお戻りいただけますでしょうか。朗読をもちまして、平成18年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてのご説明とさせていただきます。

（ 朗 読 ）

下水道課長 以上、簡単ではございますが、議案第6号、平成18年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてのご説明とさせていただきます。

宜しく、ご審議賜わり、何卒、原案とおりが承認賜わりますようお願いいたします。以上です。

委員長 説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

（ 質疑なし ）

委員長 これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長 異議なしと認めます。よって議案第6号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、（2）議案第16号、斑鳩町観光自動車駐車場の指定管理者の指定についてを議題と致します。理事者の説明を求めます。

今西観光産業課長。

観光産業課長 それでは、議案第16号、斑鳩町観光自動車駐車場の指定管理者の指定についてご説明を申し上げます。まず始めに議案書を朗読させていただきます。

（ 議案書朗読 ）

観光産業 続きまして次のページについても朗読させていただきます。

課長

(朗 読)

観光産業
課長

この議案につきましては、前回の建設水道常任委員会でご説明をさせていただいておりますが、2月20日の指定管理者選定等審査委員会におきましては、平成18年4月より指定管理者として指定を受け、運営に努力し、問題も無く従来どおりの管理運営をしてきたと、指定期間が1年間ということではありましたが、問題も無く一定の成果も認められることから、引き続き指定管理者として運営管理を行うことで、効率的で効果的な管理運営が期待できるとして、斑鳩町観光協会を引き続き指定管理者として選定されたところでございます。

なお、今回の指定管理期間でございますが、平成19年4月1日から平成22年3月31日までの3ヶ年の複数年としております。このことから、指定管理者となる斑鳩町観光協会には、これまで以上に管理経費の縮減に努めるとともに、より効果的な運営が図れますよう努力することを、指定管理者選定等審査委員会により指示されたところでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第16号の斑鳩町観光自動車駐車場の指定管理者の指定についての説明とさせていただきます。何とぞ、温かいご審議を賜りまして、原案通りご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

委員長

説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。 小野委員。

小野委員

閉会中にもある程度の説明を受けて一般質問等でちょっと触れさせていただきました。それと、閉会中の2月23日の総務委員会にも色々な質疑があったという事は、初日の総務委員長報告も聞かせていただいています。そこまでの突っ込んだ質疑を前回もしてませんが、今の課長の説明の中で審査委員会という事で話をされました。その審査委員会というメンバー、組織という事についてちょっと教えてもらいたい、

そのように思います。

都市建設 審査委員会の組織についてのご質問でございます。審査委員会の組
部長 織の委員長には助役、そして副委員長には当該公の施設の所管部長、
そして委員には当該施設の所管の課長、そして総務部長、財政課長と
いう事になっております。

小野委員 昨年初めて指定管理者としての指定ということで、提案されてその
中でのいろんな議会からの意見ということで、色々ありまして、当初
計画されてたんは4年という事でしたが、それを1年でしっかりと頑
張ってもらおうと。今、課長の方からも経費の縮減という事について
しっかりとやってもらいたいという事も希望的な事もおっしゃってま
したが、昨年予算委員会も、私は委員長務めさせていただいており
ましたけど、この事についての予算委員会を進める中でも、議論があ
って、経費面での改善がなされてないんじゃないか、まだこの観光協
会については、予算的にもその前年度よりもさらにプラスされてると
いう、そういう指摘もあったように私は覚えてます。そして、今回、
今年度の予算委員会にも反対討論の中で、反対討論者がはっきりと申
し上げておられます。そのことについて、どのような認識をされている
のか、もう一度審査会の委員長ですか、審査委員会の委員長である
助役さんの方から総合的に答えていただきたい、そのように思います。

助 役 この指定管理者選定について、審査をするわけでございます。そう
いう中では観光協会から指定管理をさしてほしいという申請書が出ま
した。またその中で施設の運営方針というものが出るわけです。その
中身をチェックをいたしまして審議をするわけでございます。我々審
査委員会といたしましては、それらの資料を見る中では先程も担当課
長が申しましたように、一年間、指定管理事業者として貫いた経過で
は何ら問題ないという事と同時に、やはり指定管理事業者として受け
ていく以上は、やはりシステムそのものの充実強化をしなければなら

ない、という事を述べたわけでございます。今も小野委員がおっしゃるように、これとした施設整備の中でも大きな成果というものは、現実には出てない事は事実でございます。しかし、一つひとつをクリアしていく中では、これからそういうようなものが出てくるのではないか、という事の判断をしたわけでございます。ただし、経費については若干の光熱費そのものについてはご指摘のとおりでございますが、それ程大きな問題ではなしに、やはり施設を忠実に管理していくという事が、指定管理事業者の大きな事業目的でございますから、そういう事を十分我々としてはチェックをした、こういう事でございます。チェックする中ではこれで大丈夫、3年間行わせても大丈夫だという判断をし、議会の方に3年間に指定の変更をお願いしているという事でございます。

小野委員　その3年間指定しても大丈夫だという考え方には、私はそのとおりだと思います、別に他へどうのこうのじゃなくて、他の業者に指定するよりベターである。ただ、無条件でそうして指定してくるという事に対して、ちょうど今年度は財政援助団体等の監査で、監査委員さんもしっかりと申し上げられております。観光協会については、伝統的事業を通り一遍に処理しているに過ぎない面が多く、各種事業はマンネリ化し全体的に低調に推移している、これは問題ないという事と等しい事ですが、これはやはり指定管理者として町が指定してこの事業を遂行していく受け皿としては問題がある、改善がされてない。それで、この最後にも町の指定管理者として今後運営を行っていく上で色々な、決算とかそういう会計基準とかにね、もっと改善せよという事を監査委員の立場からもおっしゃっています。それでこの指定管理者を今回、1年間で様子を見よ、という事で昨年度、初めて指定管理者という事で、1年という事で限定した。その事についても、閉会中の総務委員会でも話があったように伺っていますが、一度も報告がない、議会にね。今どういう具合に改善されたのか。そのことをもっていきなり、今度は3年にせんないかんという事になってきておりますが、

その3年にしなければならない、その理由っていうのが私には見当たらないんですね。それで、予算委員会の反対討論者も言うてますが、観光協会については、法人格をとる意向が示されましたが、まだこの制度については、引き続き慎重にチェックをしたいと考えていると、考えている議会と行政、理事者側にギャップがあります、という事を指摘されている、そのように聞いています。私は全くそのとおりだと思います。何も観光協会に契約する事に対しては、私はそれは了としてますし、当然そうだと。ただ、初めて指定管理者制度を取り入れて、指定管理契約についての議論をさせていただいた去年の3月議会、その中での議論が、私は理事者側にとって、また当の観光協会にとって何ら考えておられないんじゃないかな、そのようにつくづく思えて残念でならない。それで今度は3年にするという理由については、私は全く理解が出来ない。これは、前回の閉会中にちょっと川端補佐には言うたんかなと思うんですが、一年では効果、効力が見えにくい、だから3年にするんだ、そのような事も説明していただいたと思っておるんですが、そしたらなぜ一年でやったら効果、効率という事に対しては掴みにくくなって、3年やったらいいというような判断をされたのか、その点について監査委員さんもマンネリという事も、マンネリ化してると。この際きちっとした、もっとね、住民のためにこの指定管理を受けた、受ける観光協会がもっと住民の視点、企業としての効率化を図っていくべきだ、その意味で一年という形でやって、もう一回やらんないかんと思う。私はそのように思ってるんですが、その点についてどうですか。

助 役

今、小野委員がおっしゃるように、監査委員からのご指摘もございます。通常一遍な観光協会は運営をしていると、いわゆるマンネリ化をしているという指摘も当然受けなければならないと、私はこのように思っています。ただ、観光協会としても法人格のない社団でございますから、これから法人化をしていくという事も一つの方法、そして同時に中身の充実を図っていく、いわゆる住民に期待していただける

観光業務を多くの方から充実感のある業務を行っているという評価を受ける団体になっていただく期待を持って観光協会に指定管理事業者としての業務をお願いしてまいりたいと考えております。18年度は1年の指定管理者でございましたが、今年度から、1年1年の更新でなく3年間の継続をしていただくことにしたいと考えております。1年1年の更新ならば指定管理を受ける側においては管理意欲がなくなることとも考え、管理運営には意欲を持って充実した内容で管理をすべきであると考えております。

小野委員 今の助役さんの答弁というか、ご意見なんですが、私は全く間違っていると申す指摘をします。一年しか管理を、指定管理者として指定されないんだったら意欲を無くすという事は、これはね、どこからそういう話が出るのか、私は助役さんの言葉としては全く情けない、そのように思います。逆なんですね、一年間頑張ってみよう、もしアカンかったら外すぞ、というような、そういう形でこれは指定管理者としてしていく。それでなければ、ちょうど他のところにも書いてますが、財政援助団体で監査委員も申すてますけど、その後に、マンネリ化し低調に推移している。要はという事ですね、到達目標がどの辺りなのか、計画、執行、統制、分析の管理の循環過程にそれらを反映させ、最小の費用で最大の効果を挙げる運営、この言葉なんですね、これをするために3年間ではチェック期間が延びるということは、なおさらそういう事のマンネリ化に進んでいく、そしてそれこそ今の助役さんの話でしたら、一年間だけやったらやる気なくすやろ、そんなね、考えで3年という提案をされてるんだったら、私は真っ向からこれに反対します。それで、ただ期間についての修正案を出させていたきたい、そのように委員長、思いますのでよろしく申し上げます。

委員長 他にございませんでしょうか。 浦野委員。

浦野委員 今の小野委員の意見も聞いておる中で、私も18年度1年間やって

こられてですね、議会にも報告もなかって我々に一年間の実績を認めてほしいというような、最初の課長の報告やったんですけども、例えば車の駐車台数がどうなってるとか、また他の管理委託してる業務の成果がどのようになっているのか、いわゆる18年度の成果ですね、それについてまず聞きたいのと、それと先程助役さんがおっしゃいましたけども、1年よりも3年の方が意欲がわくという事でしたけども、もし万一3年間委託して、1年、2年で意欲がわかかなかった場合は途中で委託をやめるとかいう事もできるんでしょうか。この2点について聞かしてください。

助 役

まず初めの、私が意欲を無くすという事を申し上げましたのは、もっと観光協会がしっかりしてくれ、という事を言うてるわけです。そういう事から、3年間もってきちっとした内容で管理運営してほしい、こういう事を私の頭の中にあるわけです。そういう事を含め、小野委員に答弁したわけでございますけども、小野委員にはお叱りを受けて申し訳ないと思っております。そういう事で私は意欲を持って欲しいと思っておりますので、誤解していただかないようお願いしたいと思います。それと同時に今、浦野委員がおっしゃいましたように、仮に観光協会が指定管理事業者として到底出来ないという事に対して、悪い口で言いますと逃げると言いますか、そういうことになれば当然解約は可能であります。そうならば、町としては直営でやらなければならない。この指定管理者制度に移行になったのは、いわゆる管理委託制度から指定管理制度に変わってきたという事でございます。その制度によって移行するということでございますが、例をとれば、野迫川村は指定管理事業者が途中で廃業をしたことから契約を解約しました。野迫川さんは今は直営でやっておられるという事でございますから、問題が生じても何らそれは問題ない、私はそのように解釈をするわけです。

委員長

藤本都市建設部長。

都市建設 部長 実際の18年度やってみて、実数的にどの位の成果があるのか、というご質問でありますけれども、今お答えさせてもらう分が全てこのまま指定管理者になった事で、それが全て反映されていくと、これは言い切れない面はあろうかと思っておりますけれども、お答えをさせていただきます。1月現在なんですけれども、バスで見ますと前年対比で107%、7%の増、そして乗用車で見ますと50%の増、150%になっていると。17年度が9,300台が14,000台に達している。そしてiセンターで見ますと20%の増、5万2千人が6万3千人程度になっているという状況がございます。そうした事で出来るだけ車の駐車利用が多くなるように、という努力として閑散期にはフリーマーケットを開催するという形でiセンターへの入館者を増やすというような努力もされてきているという中で、一定の成果も認められるという報告をさせていただいたという事でございます。よろしくお願ひいたしたいと思っております。

浦野委員 3年間任したけども、途中で成果がどんどん落ちるといような事態になれば、そういった途中解約もあり得るんですか。

助 役 先程申し上げましたように、途中の解約は可能であります。浦野委員の質問には、観光協会が指定管理者業者としてつとめる中で、どうしても運営が順調にいかないという事を町が状況を察知したならば、やはり観光協会に対して是正を行う充実強化の指導もしなければならぬし、もしもそれがだめとなれば、制度から考えては他の候補による事業者を公募して、指定管理事業者を選ぶこととなります。

浦野委員 部長の報告では一年間見たけども駐車台数、バス、車、どちらも増えていると、またiセンターの活用率も20%ですか、増えていると。従って観光協会に委託するのは適切という判断は、これは分かったんですけれども、そしたら1年であったやつを3年にするというその理由

がちよっとはっきりと分からないんですけども、すいません、もう一度1年を3年にする理由についてお願いします。

都市建設
部長

観光協会としてiセンターの管理、駐車場の管理、指定管理者、18年度努力をしてきていただいているわけですがけれども、こういう駐車台数なり入館者を年々増やして、それを維持、持続をさせていく努力も当然していただく必要がございます。そうした中で人員配置等の問題も当然出てこようかと思えます。そうすれば、単年、単年度というより継続的に見た中で、そういう人員配置計画とか、そういうものを立ながらやっていただくというような事も考える中で3年という事でお願いをしているという事でございますので、ご理解を賜りたいと思えます。

小野委員

先程ね、私が何か厳しい事を言うた、意欲無くすというのはおかしいんや、という事で助役さんの意欲をなくすという事についての説明を浦野委員の質問に答える形で言っていたんですけど、やっぱりそれでも納得できないですね、理解できないですね。それはあくまでも例えばプロ野球の選手に契約金を3年間、あんたはここで働かず、クビ切らへんど、だからこっだけでやれよ、というのと一緒でね、それで意欲です。だから観光協会に意欲を出さすために3年にするというのは、もっとゆっくりしてもええよ、それにしかないんですよ。だからね、3年に延ばしていったら何らメリットないし、また同じような事の繰り返しになると思うんです、それを私は心配しとるんです。それで、3年間これを契約するからしっかりとしてくれと、今の藤本部長もそれを補てんするような形で答弁いただいた、職員の配置、どういう事なんですか、これは。その職員に3年間ここでちゃんと給料も払っていける契約もろたで、ゆっくりしてもええで、ただそれにしすぎないんです。どれだけの意欲を出さすかという事は短期間、一年間頑張らんならもしかしたら、観光協会の指定管理を解かれるか分からん、そしたら観光協会の職員としても必死なって頑張らんあか

んどと、そういう具合に観光協会の会長である小城町長も言えるでしょ。そんなもん3年間きちっとこうやって安定できるんや、という事になったら、企業として、また法人格としてやっていこうとしてもね、その構えが違うんですよ。それが議会のみんながそういう事を思っていたから一年間にしようと、一回様子みよと、それをもう一年間だけという約束やったからという事で3年という形を今、出して来られてるように私は思えてしょうないんです。体質的に、本質的に何ら考えていただいてない。それでまた、今年はちょうど選挙です。新しい議員さん、新しい候補者もたくさん考えておられます。その方が来年の3月に1年、これ何で1年やのど。やっぱり観光協会とかこういう指定管理者というものについては、町としては、行政としては住民のためにしっかりとした効率化を図るために1年にしてます、一回ずつチェックしてます、それを議会からの指摘があったから一回ずつやります、議会がチェック出来ないでしょ、これ、3年にしたら。そういう事なんです、根本的には。1年間に契約を切替えていくのに、何ら負担かかるんですか。総務委員会でのちょっと後での話を聞かしてもらったら、そういう申請書があがってきて、それで審査会が審査委員会が審査して3年にしてると。総務委員の一人は、委員会ではないけど、あんまりにも議論をしていくような書類でも何でもなかった。契約を更新するについては、どういうことが必要なんですか。これだけ頑張りました、これだけの経費でこれだけの効率をあげましたと毎年出してくるんです。建設業の指名業者でもそうですよ、実績を出して経審という事で今度指名がかかってくるんですよ。それらと同じようになぜそうして、今3年にする、1年間の1回だけ済んだ、3年で出すという事の、こういう契約にという事に対してのチェック機関としては絶対納得出来ません。もっと言葉きつく言えば、昨年に当初4年という計画があるという事でお聞きして、色々話をさせていただいた中で、そしたら1年間で、という事で提案していただいた。そしたら今回だけ1年間ですれば、あとはいけるんだというような考えで、これはなされてきたんじゃないかな、その時のいろんな議員の思い、

だから予算委員会での反対討論者が言うておられる、引き続きやけどね、慎重にチェックしたいと考えてる議会、チェック機関ですよ。それと行政の考え方にギャップがあります、全くこの通りなんです。だから今回私は、先程も申し上げてますが、やはり1年、チェック機関としての私は、当然この今3年という事に延ばしてこられるということに対してチェックが出来てないという事で、修正として出させていたいただきたい。それと、先程もまた助役さんも野迫川の件、おっしゃいましたけども、私はあの時も、昨年も野迫川のホテル経営ですか、その事について何も調べてないけどね、私はあの事をしっかりと、この斑鳩町に当てはめてみて、指定管理者制度を取り入れる時には1年契約で、一回ずつチェックさせていただきたい、議会人としてチェックさせていただきたい、そのように思っておりますので、その事について何かあるんだったらまたお願いします。

助 役 小野委員の一年間というご指摘も我々としては分からん事はございませんが、やはりチェック機関が、3年となれば詳細なチェックができないという事もそのとおりであろうと思うわけですが、我々といたしましては、先程も申し上げてますように指定管理事業者としての観光協会をやっていく中ではやはりこれからも効率的、効果的な運営が期待できるよう指導する。先程も申し上げましたように意欲を出させるための町は努力をしていかなければならないと思っております。その点においてもご理解願えたらなと思えます。

委員長 他に。 吉川委員。

吉川委員 色々な見方があろうかと思うんですけども、私は18年4月1日にこの制度を導入されて、この一年間でやっぱり成果をあげておられるわけだな、せやからやっぱりその事をやはり謙虚に、私は認めるべきだと思います。私は特に観光協会の努力も必要やけども、私はやっぱり道路網の整備もあって、バス車でもようけ来てくれはると思うね

ん。今の、私がいつも申し上げてる新御幸橋の件でもね、これ出来上がったら私はもっと増えてくると思うんです。だからそれと今おっしゃってる、現在の観光協会の中で、それをどう解決していくか、という事になるとこれは難しいと思うんです。もうやっぱり町あげてでんな、毎回一緒やけども、特に建設課はでんな、その方に力入れてもろてやっぱり皆でやっていかんと、観光協会だけに責任を負わすという事ではない。たまたまこういう結果に、えらい言い方悪いかも分かりませんが、なったんかも分かりませんが、しかし現実には先程答弁あったように上がってんねからね、これはやっぱり謙虚に認めるべきやと、私は思いますし、やっぱり人間、意欲を与えよ思ったら一年じゃなしに、一年やったらもうこんなん努力しても、今の状態やったら無理やと、その努力の内容ですわな。やっぱりそこらも私たちが把握して考えていくべきだと思うんです。特に審査委員会の委員長である助役さんの方からも、チェックをこれからもずっとしていくという発言もありましたしですね、小野委員の心配してもらってる事もよく分かるんですけども、私はやはり今年間を振り返った中で、特に問題もなしに、また努力もしてきてると私は思うんです。それを思うと、やはりこれ3年という事を出しておられる意味を私は賛同したいなと思うわけです。

委員長

ちょっと取りまとめたいと思いますので、暫時休憩いたします。

(午後 2 時 1 9 分 休憩)

(午後 3 時 0 0 分 再開)

委員長

再開いたします。

議案第 1 6 号については、小野委員から修正案の提出がありますので、修正案についてお諮りいたします。

お諮りいたします。議案第 1 6 号の修正案を可決することにご異議ございませんか。

(「異議あり」との声あり)

委員長

異議ありとのことですので、これより討論を行います。

初めに修正案を可決することに反対の委員の意見を求めます。

吉川委員。

吉川委員

先程から色々ご意見は出ております。しかし私は、先程もちよっと申し上げましたように、18年4月1日からですね、まだ一年目でございます。一年間の指定を受けて、管理運営をしていただいているわけなんですけれども、現在のところ、バス、自動車利用者につきましても増加しておりますし、やはり再度指定管理制度とってもらってですね、指定されたところについては、最大の努力をしてもらうということが一番大事だと、私は提案にありますように指定期間を3年とする事がより運営管理が期待できるものと考えるところであります。よって修正案には反対をいたします。

委員長

次に修正案に賛成の委員の意見を求めます。 小野委員。

小野委員

今上程されていますこの議案第16号につきましては、先程から、また議会の本会議等で色々総括質疑、同僚議員が意見を述べておられます。それらの事を、総括して私は先程からも意見として申し上げておりますが、この原案に反対しているものではありません。観光協会に指定管理者として契約されてきた、指定してこられた事に対しては何ら異存はございません。ただ、今の反対討論をされました中で、やはり問題なくとか、3年にすれば運営管理がスムーズにいくだろうという、その意見に対しては先程からも理事者側にも聞いておりましたが、全く理解できない。そして何につけても、私たちが議会人として指定管理者を決めていく段において、議会としてチェック機能を、私は3年にするという事は3年間放棄するわけです、この事はまさしく

議会人としての認識もしっかりと持っていきたい。先程からも申し上げてますが、指定管理者制度を導入して日も浅い、そういう事もありますので、観光協会にもより一層指定管理者として自覚していただいて頑張ってくださいのためにもあえて、またそして先程から本会議でも色々同僚議員が指摘してた件についても、チェック機関の放棄と見なされるような事だけは、私はしたくない。その意味でこの修正案を出させていただきます。それは、原案のうち、指定期間、これを昨年と同じように一年間に改めるという事を出させていただきますので、やはり議員としての自覚、斑鳩町議会としての、チェック機関としての、それを保つためにも是非ともこの指定期間を1年という具合に改めたい、そのように思います、その事をもって私の賛成意見といたします。

委員長

これをもって、討論を終結いたします。

修正案は賛否両論であります。よってこれより採決いたします。修正案を可決することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(挙手する者あり)

委員長

挙手少数であります。よって修正案は否決されました。

次に原案について、挙手により採決いたします。

議案第16号を原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手する者あり)

委員長

挙手多数であります。

よって議案第16号は、当委員会として賛成多数により可決すべきものと決しました。

次に、(3)議案第17号、斑鳩の里観光案内所の指定管理者の指

定についてを議題と致します。理事者の説明を求めます。

今西観光産業課長。

観光産業
課長 それでは、議案第17号、斑鳩の里観光案内所の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。まず始めに議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

観光産業
課長 次のページも同じく朗読をさせていただきます。

(朗 読)

観光産業
課長 この議案につきましても、前回の当委員会におきましてご説明をさせていただいておりますが、2月20日の指定管理者選定等審査委員会におきましては、斑鳩町観光自動車駐車場と同じく、平成18年4月より指定管理者として指定を受け、斑鳩の里観光案内所の運営に努力しており、問題もなく従来どおりの運営管理をされてきた。指定期間が1年ということではありましたが、問題も無く一定の成果も認められることから、引き続き指定管理者として運営管理を行うことで、質の高い運営が期待できるとして、斑鳩町観光協会を指定管理者として選定されております。なお、斑鳩の里観光案内所の指定管理期間につきましても、平成19年4月1日から平成22年3月31日までの3年の複数年としております。この期間において、より良い質の高いサービスを提供できるよう、職員の見識を高め、観光客のもてなしに尚一層努力していただくように、併せて指示されたところがございます。

以上、簡単ではございますが、議案第17号の斑鳩の里観光案内所の指定管理者の指定についての説明とさせていただきます。何とぞ、温かいご審議を賜りまして、原案通りご承認賜りますよう、よろしく

お願い申し上げます。

委員長 説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。 小野委員。

小野委員 先程の議案が残念ながら否決という形で、全く議会人として私は恥ずかしいなと思っておりますが、この次も同じような事手続きをとっていただきたい。修正案を提出させていただきます。

委員長 暫時休憩いたします。

(午後 3 時 1 0 分 休憩)

(午後 3 時 1 1 分 再開)

委員長 再開いたします。

議案第 1 7 号については、小野委員の方から修正案の提出がありますので、修正案についてお諮りいたします。

議案第 1 7 号の修正案を可決することにご異議ございませんか。

(「異議あり」との声あり)

委員長 異議ありとのことですので、これより討論を行います。

初めに修正案を可決することに反対の委員の意見を求めます。

吉川委員。

吉川委員 議案第 1 6 号で意見を申し上げておりますので、同じ意見でこの修正案には反対いたします。

委員長 次に修正案に賛成の委員の意見を求めます。 小野委員。

小野委員 同じ事で、私は議会人として、チェック機関、チェック機能を放棄

してるような、そういう形に、私は前の議案でもそういう形で結果が出ております。誠に残念でないということ、重ねて議会人としての自覚も私は必要ではないかと、そのような事を再度申し上げて、賛成意見といたします。

委員長 これをもって討論を終結いたします。
修正案は賛否両論であります。よってこれより採決いたします。修正案を可決することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(挙手する者あり)

委員長 挙手少数であります。よって修正案は否決されました。
次に原案について、挙手により採決いたします。
議案第17号を原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手する者あり)

委員長 挙手多数であります。
よって議案第17号は、当委員会として賛成多数により可決すべきものと決しました。

次に、継続審査について審査することと致します。

(1) 公共下水道事業に関することについてを議題と致します。理事者の報告を求めます。 谷口下水道課長。

下水道課長 それでは継続審査でございます公共下水道事業に関することについて、ご報告いたします。

まず、現在、発注いたしております町公共下水道工事の状況でございます。お手元の資料1-1をご覧くださいませでしょうか。

龍田北汚水幹線2工区工事、凶中、今現在黒色路線になっておりま

すが、平成19年3月12日に完了いたしました。

次に、面的整備でございますが、五百井1丁目地内、第14工区-1工事、図中茶色路線につきましては、進捗率95%、五百井1丁目から法隆寺南1丁目地内までの、第14工区-2工事、図中水色路線につきましては、進捗率90%、五百井1丁目・興留4丁目地内第14工区-3工事、図中柿色路線につきましては、進捗率90%、法隆寺南1丁目地内、第24工区-1工事、図中黄色路線につきましては、進捗率90%、興留1丁目地内、第24工区-2工事、図中ピンク色路線につきましては、進捗率90%で各工事すべて年度内に完了できるよう順調に作業が進められている状況でございます。また、興留9丁目地内、第19工区-1工事、図中黒色路線につきましては、新たに3月1日に完了いたしております。

次に、稲葉西1丁目地内から龍田西2丁目地内まで施工いたします、龍田西污水幹線、図中黄緑色路線および稲葉西1丁目地内から神南3丁目地内まで施工いたします神南污水幹線、図中紫色路線につきましては、前回報告させていただきました内容とほとんど変わっておりませんが、現在、埋設物管理者と関係機関との協議を順調に進められております。進捗率といたしましては、今回も5%でご報告させていただきます。

次に、公共下水道の供用開始の状況でございます。お手元資料1-2をご覧くださいませでしょうか。

平成19年3月5日現在の状況といたしまして、申請受付総数が1,245件、検査完了総数が1,197件、融資あっせん利用総数が21件、浄化槽雨水貯留施設転用総数が12件でございます。今後も、更に公共下水道の整備拡大及び利用促進に努めてまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、継続審査であります公共下水道事業に関することについてのご報告とさせていただきます。以上です。

委員長

報告が終わりましたので、質疑をお受け致します。 小野委員。

小野委員

この工事の進捗とかそれじゃないんですが、先だって、公共下水道のお知らせという事で、各戸配布という事でもしていただいたんですが、以前から色々陳情の動きもありまして、色々な情報が入り乱れてる、全く施工業者にとってもやりにくい、もちろん下水道課としてもやりにくい事だと思うんです。なんかもっと効果的な事がないのかなと。完全に一人歩きして、あれは公共ます代だという事で、私の身内の中でもそういう事を言い出してきてて、違うんや、という事で、これらについて、色々努力していただいているの分かるんですが、そういう陳情をやろとしたら、ビラとか、あれらについてはこちらから訴訟を起こすというようなことは出来ないんですか。それらでなかったら、この事業自体、確かに進まなくなってくる可能性ありますし、行政に対する住民不信、これを完全にあおっていると私は見てるんですが、こうして説明をしていただけてますが、果たしてどれだけこの事で前のと突き合わせて理解していただいているか、これは私は期待、期待といったら申し訳ないけど、こういう事で何%かは理解いただいていると思うんですが、実際のところこれを配布される前日ですかね、今日は持って来てないですけど、匿名で一住民よりということで私に対して手紙ですね、それに対して説明しようとしても住所書いてないからどうにも出来ないんですよ。その方がやはりあのビラとかいろんな行動に対してもものすごく疑問に思っておられるし、信用しきっておられる感じがします。その時、私のところへ来た段階で、近くに居るといったらおかしいですけど、本会議場でもちょっと廻してみたんやけど他の議員さんところへは来てないという事でしたので、いろんな事で私に、下水道の事だけじゃない、陳情しようとした方への他の事についても、色々疑問点があるという事でも出してきておられるから、私が、という事でそういう封書がきただけで、どういう時にその方に分かってもらえるように説明したらいいのかなという事も含めて、全く実際問題、この議会へ陳情しないと本人からは私は聞いてます。全くあおるだけあおって、工事というか事業の阻害になると私は思っております。そ

の事で現場の方も大変難儀しておられると思いますけど、どういう事があるのか、それに対してどういように対処していこうとされるのか、その点ちょっとお聞かせ願いたい。

上下水道
部長

ご質問受けたわけですが、質問の主旨は分かります。町といたしまして、住民の方がお知らせを出されて、町のPRの方法としましては、やはり広報紙を使う、またはお知らせ版を使う、または自治会説明会を行う、この3点が大きな手法だと考えております。今日までもずっと平成15年ですかね、条例出来た以降、供用開始の地元につきましては、各自治体に交渉を行っておりまして、公共下水道工事の手法、またその期間のあり方や住民皆様方の費用負担についてもご説明させていただいております、相当知ってはもらっているとは考えております。ただ、あのビラを出された事によって、実際はどうなんや、という事でまた自治会の説明会もしてくれという自治会も、こちらに問い合わせがございますので、そういうところにはすぐに出向いて説明会もやっております。また、今月の初めにも自治会説明会をやってくれというところもありまして、それは行かせていただいております。使用料とか公共ます負担金の事を説明させていただいておりますけども、あのビラに関して、そらそうや、という人は、その中ではございませんでした。町としても今後も引き続いて、以前これを3月8日に出しました。また引き続いて、他の項目についても、お知らせ版で各戸配布を行って行って、住民周知を行っていきたくて考えております。重複しますけれども、今後においてもそれらの自治会から説明会の依頼があれば、すぐに出向いて町の意向を説明をしたいと思っております。もう一点言われました訴訟云々につきまして、内容等については、これはまた弁護士と相談する必要もありますし、これについてはまた総務部長の方からご答弁させていただきます。

総務部長

訴訟の関係なんですけども、この件につきましても含みますけども、議会の関係についても色々あるということの中で、我々の顧問弁護

士と相談したこともありますけども、こういった段階において住民相手に町が訴訟起こす事については、問題があるというようなことで、先生には指導いただいております。

小野委員 訴訟の方で、住民という事で、彼自体が議員である時は政治倫理条例に抵触するという事で調査したという事もあるんですが、今は政治倫理条例に云々という事は出来ない状態ですので、またそれはある時期がきたらそうなるかなと思います。それとね、ちょっと私のところへ来た封書の中に書いてあったのかなと思うんですが、面整備の区域内でその本人さんが公共ますの設置を拒否するという事は、拒否と言うのか、いやもう施工せんでいいねんというような事が、公共ますの設置はしてもらわなくていい、というように言われた場合に対して、それはもうそのままおいておくという事になっているのか、公共ますというのは事業の、事業費の中に入ってるという事をきちっと明確にあらわしてありますから、その設置は拒否する事は出来るんですか。

上下水道
部長 拒否と言うよりも、今までずっと面整備、平成4年からやっていますけども、どうしても公共ますが入れないところがございます。その家の方が、実際問題拒否されたお家はございません。公共ますが入れてないお宅がございます。それにつきましては、公共ますを入れるべき箇所、一番最適な場所につきましては今現在、例えば合併浄化槽が入っておりますよと、将来、これを公共下水道に繋がった時には合併浄化槽を取って、そこへ公共ますを伏せますので、今現状では合併浄化槽が入っておったり、もしくは単独浄化槽になっておったり、またガレージがあって、将来的に計画しておるから今はここへは止めてほしいと。その代わり、そこまでの間につきましては、本管から宅地までのパイプはつけておりますので、そういう状況にやっております。そういう状態のお家は何軒かございます。拒否されたお家は今までからございません。

小野委員

たぶんね、その住民の方もね、そうして公共ますを設置したら繋がなければいけない、というような形で設置しない方がいいねん、このまま個別浄化のままで流しても、別に自分とこの、それは水洗化というものについては保たれてるという事で、だから設置しない方がええで、というような風潮も何か出てきてるみたい、ややこしい公共ますで10万円も払うねんやったら、というような考え方なんです。だから、その公共ます代ではないですよ、というはっきりした事を、もっと違うという事をね、これ読んでみたら分かるねん。全く認識不足と言わざるを得ないようなビラ、それとかそれについてはきちっと違うという事を行政としてしなければ、混乱を起こすばかりなんです。事業の推進にも妨げになると、私は思っています。総務部長が先程、訴訟について顧問弁護士とどうのこうのという事については、私はちょっと無理かなと思いますし、ただ、住民やからそれは訴訟を起こすのはおかしいというのは、私はそれは、住民やから、だけどころかも訴訟を起こすのは住民のため、町のため、町の住民のためなんです。だからそこらのこともきちっとしなければ、やはり住民は何を混乱を招くような事を、やってる事は住民やから訴訟は起こせないという事になったら、大多数の住民に混乱を起こさしてるということになりますので、それはあえてやっぱり起こすべき。それは確かに私も以前に、彼らからという事で言葉を使いますが、相談した事あるんですよ、ある人に。中傷ビラを完全にまかれたからね、監査委員してる時にね。そしてその時にある人は、議員が住民を訴訟してどうやねん、という事を言われたから辞めたんです。その時にきちっとケジメさえとつければ、今みたいなことないのか分かりませんが、それからそういう考えは私も持ってました。ただ、今、だからスムーズにそれは受け止めてます。住民やから行政から訴訟を起こすのはおかしいの違うか、という判断は分かりますが、その被害に遭ってるのは大多数の住民なんです、善良な住民なんです。そこらもしっかりとね、善良な住民というのは、しっかりと考えを持っておられる方なんです。だけど、あの文書、ああいう行動に対してやはりそれだけの使用料も、使用料

という形で徴収するものについても、今の話では水道料金に上乗せやと、水道料金高くなるねんど。そういうような事がはしっとるんです。当然、理事者側でもそれは知ってると思うんですが、公共ます代が要るんだと、公共ますを繋ぐのに膨大な金が請求されるんだという事なんです、この事については満場一致で議会も認めてます。いろんな事を議論させてもらって認めたんですが、だからその時の現職、私も含めて現職、やはりいたしかたないという事で、満場一致なんです。だけど、あの連中は何も議論しよらんかったというような話を持ってきてるし、当時その時にいてた議員である、彼という言葉を使っていますが、彼はいやもっと説明があったら反対するんだと、今の1期目の議員にそういう事を言うて来てます。もっと説明あったら反対してたの当然です、その一期目の議員にそういう具合に返事してくるぐらだから、どういう事を言うてるんやと。先程私がチェック機関としてきちっとしたケジメをとるために修正案を出しますということは、その事なんです。彼は今、どういう事を言うてるかという、その1期目の議員にそういう返事をしてる、そういう態度は議会は、何でもかんでも賛成してる、チェック機関が働いてない、そういう言葉を至るところで話をしてる。そういう事の含みで文書も出してきてる、だからこれについては、やはりいくら住民だと言うても、斑鳩町に対しての大多数の住民にとっては、やはり弊害を与えているということで、訴訟という話についてはやはり色々あると思いますけど、やはりもっとはっきりとこういう事をするのはおかしいんですよ、という事で、そういう文書出していただきたい。そのように思うんですが、今こうして発注されてる現場で施工者も面整備の事で、公共ますについてのいろんな注文をつけておられるように聞いて、なかなかやりにくいというような感じで私は見ておりますので、この事業の推進が遅れれば遅れるほど、受益者負担金がやはり窮屈になってくる、今の段階でね。それらのことは明白ですので、是非とも早い目にああいう風潮、これは隣の平群町もはっきりしてるんです、一生懸命やってるという事ですけどね、だから平群町の担当も、谷口課長の方へも問合せとか

色々指導を仰いでおられるようですが、その火種は斑鳩町のそういう事から出てますので、十分対応してもらいたいと思います、その点に対してどのように、私は一生懸命やってもろてるのは分かりますけど、更に強力にやってもらいたいと思うんですが、何かいい方法とかございませんか。

総務部長 先程、私、訴えの関係で申し上げたのは、町として訴えの提起を放棄したという事を申し上げたのではなくて、今の段階においては、やはり違う、先程池田部長が申しあげましたような、住民へ正しい情報を流すという手立てもあると、そうした中でやはり住民に理解してもらえようような努力をする道はあるだろうという段階においての話でございますので、決して訴えを放棄するような事を申し上げたものではございません。

小野委員 私は訴えを放棄してるとかいう事は言うてません。やはり顧問弁護士と相談されたらそういう考えを示されるだろうと、住民だという事でそういう具合に、相手が住民だからという事で訴えられた、住民だからやはりそうしてすべきじゃないという考え方、その住民だという考え方なんです。混乱に陥れてる人に対して、確かに斑鳩町の住民やけど、その混乱を起こさせる事によって、大多数の住民、そして行政が混乱を招いてくる可能性がある。そして先程最終的に話してるように、その事で事業が遅れる、遅れるという事は、今の受益者負担金、財政上にも影響してくるんだ、負担金を10万円というのと120万円を提案された時のこと、当然私もその時の建設委員会にも居りましたし、今の議長もその時の建設常任委員長でしたので、みんな真剣になってこの金額でしか斑鳩町のこの事業は進んでいかないという事で、あえて満場一致でその条例を制定させていただいた。その事はなぜこんな金額になるんだという事で私が理解したのは、やはり事業が何回か止まるように、それは第一浄化センターの周辺の事とか、それから中継ポンプ場のこと、それらの事いろいろな要素があったから、

当初予定してた8万円ではいかない。その事については色々と説明も書いてもろてますけどね、その時にも当然近隣はゼロで、80円やという事も議論させて頂いてます。だから、その説明の仕方というのは、やっぱり難しいんだろうけど、今、総務部長がおっしゃるように、そういう方法で順に説明していかなければならないから、訴訟とかいうものにはすぐいかない方がいいというのは、それは理解してるし、私はそれらもいつかは必要なんじゃないかなという事を思ってますけど、訴訟云々の話はまたいつかそういう事になってくるんだという事で考えてもらったらいいと思いますし、担当の部長で色々四苦八苦していただいているという事に対しては感謝してますねけど、どうい、もっと何かないのかなという事ですので。

上下水道
部長

もっと良い方法をとという事で、色々検討をしてみますけども、今現在私どもとり得る手段といたしましたら、一住民の方が耳ざわりの良い言葉で大衆を誘導されると、それに対抗するのは町といたしましては町広報、またこういったお知らせ版を随時出して行って、住民の方にご理解を求めるとい事しか方法はないと思います。ただ、そうした今申し上げた、いわゆる正攻法の形で住民さんにご理解を得ながらこの下水道の接続率の向上をより推進する事がひいてはそういうビラを撒かれておっても、下水道は推進するという事は、やはり町のそういう負担金をもらったり、また使用料を設定している事に対して、住民の方のご理解が得られたという事で理解しておりますので、この接続率向上に引き続き努めていきたいと考えておりますのでご理解を頂きたいと思います。

小野委員

陳情しますから署名してくださいという事をね、いろんな認識不足というのか、曲解していろんなこういう事だという事を書かれた文書、そして実際問題この3月議会にも陳情されてない、こういう事がね、住民に対する裏切りですよ、それらを実行できないのにしましょ、と言うて先導したという事でね、その事自体が、見ればすぐ分かるん

ですけど、どうしてもあの文書を見たり、陳情の色々なことで、ああ、こういう事になんねんやったらな、という事で私らでもそういう問い合わせも聞くし、当然担当の方へも行ってらんだと思いますが、もちろん議員としては誰一人、ああいうのは間違いだということをきちっと説明してると思うんですけど、やはり連絡を密にしながらそれらに対応して行って、公共下水道事業をきちりと推進できるようにやっていきたいな、このように思っております。意見として申し上げます。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 これをもって質疑を終結いたします。

本件については報告を受け、了承をしたということで終わります。

次に、(2) 陳情第1号、神南4丁目のマンション建設に関する陳情書について(その1)、(3) 陳情第2号、神南4丁目のマンション建設に関する陳情書について(その2)の2議案を一括議題として進めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。陳情第1号、陳情第2号については一括議題と致します。

前回委員会以降の状況等について、理事者の報告を求めます。

藤川都市整備課長。

都市整備課長 それでは、継続審査となっております(2) 陳情第1号、神南4丁目のマンション建設に関する陳情書について(その1)、並びに(3) 陳情第2号、神南4丁目のマンション建設に関する陳情書について(そ

の2)につまましてご報告を申し上げたいと思います。

まず、陳情第1号を提出されておいでになりました紅葉ヶ丘自治会より町に提出をされておりました要望書でございますけれども、昨日、平成19年3月14日付でございますが、事業主の変更を理由といたしまして取下願の提出がございました。そして同日付で受理を行ったところでございます。

また、陳情第2号の提出をされておりました笠町自治会につきましては、自治会長に確認をさせていただきましたところ、今月末に役員の改選が予定されているということで、その際に新旧の役員において、今後の方針を決定されるという事を聞かせ願っております。

簡単ではございますが、以上で報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

委員長 本件については、別紙のとおり紅葉ヶ丘自治会から陳情書の取下げが出され、受理されたとの報告がただ今ありました。このような状況になりましたので、委員会として審議も出来ませんので、陳情第1号にかかる陳情書については、委員会審議は中止とさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「ちょっと意見言わせてください」 の声。)

委員長 小野委員。

小野委員 今、これ、資料として、裏面にあるのか。結構です。こちらだけ見てましたので、これは議長から委員長宛の分ですので、取下書のコピーがほしいという事をちょっと言いたかっただけです。

委員長 異議なしと認めます。

陳情第1号の陳情書にかかる審議については、委員会として中止といたします。なお、同様に提出されております笠町自治会からの陳情

書は、現在のところ取下げ等についてはなされておりましたが、先程の状況報告のとおり、報告を受けたという事で終わっておきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

陳情第1号、陳情第2号については以上で終わります。

続きまして、各課報告事項についてを議題と致します。

(1) 議案第4号、平成18年度斑鳩町一般会計補正予算(第5号)についてのうち、当委員会所管に関するものについて理事者の説明を求めます。 加藤建設課長。

建設課長

各課報告事項の(1)平成18年度斑鳩町一般会計補正予算(第5号)について、建設課所管に関わります補正予算についてご報告申し上げます。

一般会計補正予算書(第5号)の4ページをご覧いただきたいと思っております。第2表、繰越明許費補正の第7款、土木費、第2項、道路橋りょう費、事業名、道路新設改良事業、金額、1,800万円でございますが、町道205号線、通称三井のゴルフ道について、本年2月に地権者のご了解が得られましたことから、平成19年度で工事を行うため、繰越をさせていただくものでございます。

以上、建設課に関わります一般会計補正予算の報告といたします。

委員長

藤川都市整備課長。

都市整備
課長

続きまして、都市整備課が所管いたしておりますものについてご説明申し上げます。

まず第2表の繰越明許費でございますけれども、第7款土木費、第4項都市計画費の法隆寺線整備事業でございます。事業用地の取得に

時間を要しましたことから、本年度に予定しておりました、工事費も年度内に執行できない見込みとなりまして、1億812万8千円の繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

また、いかるがパークウェイの整備関連事業では、稲葉車瀬地区におきまして地元との協議等の進捗状況によりまして、本年度予定をしておりました取付け町道の測量設計委託を年度内に執行できない見込みであることから、150万円につきまして繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

それでは、予算書の8ページをご覧いただきたいと思います。

歳入であります、第14款、国庫支出金、第2項、国庫補助金でございます。法隆寺線整備事業のうち地方道路交付金事業では交付決定額が減少しましたことによりまして、土木費国庫補助金で1,045万円の減額補正をお願いするものでございます。

続きまして、13ページをお開きいただきたいと思います。歳出でございます。第7款、土木費、第4項、都市計画費、第1目、都市計画総務費でございますが、地方道路交付金の交付決定額が減少いたしましたことから、第15節、工事請負費で1,800万円を、第17節、公有財産購入費で100万円の減額をお願いするものでございます。

第2目、公共下水道費でございますけれども、先程、議案第6号、平成18年度、斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）において説明がありました、一般会計からの繰出金2,510万円でございます。

次に、第8目、JR法隆寺駅周辺整備事業費では、第22節、補償補填及び賠償金で2,952万7千円の増額補正をお願いをいたしております。これは法隆寺駅南側の町道424号線整備に関する道路事業用地の代替地といたしまして、法隆寺北2丁目の土地開発公社保有地を提供するにあたりまして、その処分価格が4,444万9千円でございます。これに対し簿価が7,397万6千円となっております。その差額の2,952万7千円を一般会計から補填するお願い

をするものでございます。

以上、説明とさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

委員長

説明が終わりましたので質疑、意見があればお受けいたします。

(な し)

委員長

これをもって、質疑を終結いたします。

議案第4号、平成18年度斑鳩町一般会計補正予算(第5号)についてのうち、当委員会所管に関するものについて、当委員会として了承することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

本案については、当委員会として了承することといたしました。

次に、(2)斑鳩町町営住宅入居者募集について、理事者の報告を求めます。加藤建設課長。

建設課長

それでは、(2)の斑鳩町町営住宅入居者募集について、ご説明、ご報告申し上げます。

斑鳩町町営住宅の募集につきまして、前回の委員会で長田住宅、それから追手団地、及び目安北団地、それぞれ1戸ずつ合計3戸の入居者募集について今後行っていくことをご報告いたしましたが、そのスケジュールについてご報告申し上げます。

まず、4月広報に掲載し、周知を行いまして、4月2日から4月13日の間で申込み用紙を配布し、4月16日から4月27日の間で受付を行い、5月18日までに申込み者の実態調査を実施し、5月中に公開抽選を行い、入居者を決めてまいりたいという風に考えております。

以上、簡単ではございますが、斑鳩町町営住宅入居者募集についてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので質疑、意見があればお受けいたします。

(な し)

委員長 次に、(3) 道路整備五ヶ年計画進捗状況について、理事者の報告を求めます。 加藤建設課長。

建設課長 それでは、(3) の道路整備五ヶ年計画進捗状況について、資料2をご覧くださいと思います。

この道路整備五ヶ年計画の進捗状況についてでございますけども、まず現在の計画期間の11路線の内、4路線については完了いたしておりますが、残ります7路線の進捗についてでございますが、①の町道205号線、通称、先程申し上げました三井ゴルフ道については、計画延長680メートルの内、590メートルは整備済みであります。本年度も引き続き整備を行う予定で地元、地権者等と協議を進めてまいりましたが、今回の補正予算でご説明させていただきましたように、地権者との合意が本年2月にまとまりましたことから、本年度用地買収を行い、工事につきましては、平成19年度で行うこととしております。

次に②の岡本循環道路についてでございますが、地元内での調整が難航しておりまして、工事着手には至っておりません。先日、新しい自治会長さんとお会いさせていただきました。今日までの町の対応経過、また、地元の状況等についてお話をさせていただいたところでございます。いずれにいたしましても、自治会内での調整をしていただくことをお願いしているところでございます。

次に④の阿波2丁目地内道路でございますが、地権者の協力が得られず難しい状況であります。

次に⑥の龍田1丁目地内の町道150号線・152号線につきましては、一部工事着手済みであります。その先線の地権者との用地交渉を引き続き行ってまいりたいという風に考えております。

次に⑦の龍田北4丁目、龍田4丁目地内の町道108号線でございますが、関係者に対し説明会を開催いたしました。地権者の協力が得られず難しい状況であります。

次に⑨の三代川右岸堤防の町道407号線についてでございますが、計画延長450メートルの内、本年度までに240メートルの整備を行っております。

次に⑩の大和川目安堤防線、町道437号線でございますが、計画延長1,600メートルの内、現在まで400メートルの整備を行っております。今後も引き続き地元プロジェクトチームと協議を行い、整備を進めてまいりたいと考えております。

以上が道路整備五ヶ年計画の進捗状況でございますが、只今説明をいたしました、残っております7路線について、平成20年までの現在の計画期間の中間年での見直し、考え方についてご説明申し上げます。

前回の事前委員会で少し基本的な考え方についてご説明をさせていただきましたが、残ります7路線について、地元また地権者の協力が得られており、現在継続して整備している路線、①の町道205号線、それから⑨の町道407号線、⑩の町道437号線につきましては、引き続き整備を行い、早期に完成できますよう努力してまいります。また、工事を一部着手しており、地権者とも現在も交渉中の路線、⑥の町道150号線・152号線につきましては、引き続き粘り強く交渉してまいりたいという風に考えておまして、来週もお会いさせていただくということで交渉を行っているところでございます。なお、④阿波2丁目地内道路につきましては、県道天理・斑鳩線が現在工事も進んできている状況の中で、了解が得られていない地権者について、この県道との関わりもありますことから、県との用地交渉の経過をみてまいりたいと考えております。

また、残ります②の岡本循環道路、⑦の町道108号線につきまし

ては、先程もご説明させていただきましたが、地元内での調整、また地権者の協力が得られないことから中断したいと考えております。

なお、今後の町道整備についてでございますが、昨年の9月議会の一般質問でもお答えさせていただきましたが、これまでいかるがパークウェイなどの幹線道路の整備がなされていないことで、生活道路への通過交通の進入などによる、交通量の増加に対しての交通安全や地域住民の利便性などに対する対策として、地域内道路の整備に重点を置いた進め方をとってきたところでございますが、町内道路の骨格となります、いかるがパークウェイや法隆寺線又JR法隆寺駅周辺における道路整備も進めているところであり、これらの幹線道路を中心とした道路網の整備を進めることにより、町内全体の交通安全や利便性の向上に繋がるものと考えております。平成19年度の町土地開発公社の計画においても、それらの用地取得費を計上いたしております。

なお、ご承知の通り、道路整備には用地取得費等が多大となることで、地域内道路の整備につきましては、各係、各課と協議を行い、優先順位等を見る中で整備をしてまいりたいと考えております。

以上、道路整備五ヶ年計画の進捗状況についてでございます。

委員長 報告が終わりましたので質疑、意見があればお受けいたします。

吉川委員 ちょっとお聞きしたいんですけども、17年の12月12日の建設委員会でね、資料もらってるわけだな。この資料と今の進み具合は、部分的には同じ所で進みますけれども、他の区間については、この5路線以外についてはですね、あまり進んでない。先程、2、7のように説明を受けてますんで、ある程度は理解をするわけでございますけれどもですね、実際に16年から20年度までにやろうということで計画をされてるわけです。確かに2番、7番のようにおっしゃったようにね、やむを得ない所はあろうかと思うんです。しかし、私は16年度からもっとしっかりやっておればですね、こんな状態にはならなかったんじゃないかなと思う。特に今年の予算見る中でですね、大

幅な減額をされてます。今後、実際にこの計画に向かってやっていこうという気があるんかね、今の課長の説明ですと、私もそうじゃないと、努力もしていただけてますし、やってもらえるものと確信はいたしますけれどもですね、どうも不安でならない。特に備考に書いてあるね、三代川右岸407号線ですね、これも、それから11番の大和川堤防線437号線、この備考にどない書いてますの、これ。この12月12日に建設委員会へ出された資料のこの備考を、もっぺん確認と説明をして下さい。

建設課長 平成17年12月の委員会で出ささせていただいてます資料の備考ということでございますが、進捗状況の部分でいいわけでございますでしょうか。

(「そうじゃないで、備考は。備考は幅書いたるねんこれ。」との声あり。)

委員長 吉川委員。

吉川委員 私から申し上げますけれどもね、407号線三代川右岸についてはですね、延長がこれ450一緒ですわね。しかしこの備考欄には6.5メートルと歩道2メートルと謳ってるわけなんです。それから11番の町道437号線ですね、大和川堤防線です。延長1,600メートル。これについては、6.5メートルの私これは車道と思うんですけども、側道ですね、これカッコで書いたるから側道4メートルとったらこんなもん2メートル5しかないんで、私はこれが歩道の替わりになるんじゃないかと、これは建設省の関係で堤防管理道路と、いざという時にはそれを使うという条件でこう書かれたと思うんですがね、実際そのようには進んでないと思うんです。そこらは実際にこんなみんなに委員会に提出しときながらね、そういう具合に出来ない理由はなんですか。

都市建設
部長

今吉川委員がご指摘をいただいております、三代川右岸407号線、当初、平成16年から20年の計画の中で全幅6.5メートルで歩道2メートル、そして503号線大和川堤防線については6.5メートルの側道4メートルということで出させていただいておりますけれども、平成17年の12月にですか、その資料の中で三代川堤防沿いについては用地交渉を行う中で歩道等についてはなかなか協力が得られないという中で、こちらの方の資料としては、歩道部分は削除させていただいてるのではないかなと、このように理解はしておるところでございます。そして大和川の堤防については、この側道というのは堤防の下で4メートルの道路を確保させてもらって整備をさせて、今現在も整備をさせてもらっております。その辺でご理解願いたいと。その下で整備させてもらってる道路が側道ということでご理解願いたいと、このように思います。

吉川委員

今部長はそうおっしゃいますけれどもですね、この407号線について、神南の関係についてはちゃんと歩道できてるわけなんです。特にここはね、一番大事な生徒が通るわけなんです。町長がいつもおっしゃってる安心、安全な、後からまた申し上げますけれどもですな、その事を頭に置いてたら、私こういう事できないと思うんですよ。今、地主の協力得られないとおっしゃるけども、あの当時も神南の所、神南反対してはりまんねんと、こない言わはんねん。ほんでわしだれが反対してんねやと、わしはみんなに了解とったんねん。あこ上げてもらう、水が来るからじきに大和川、三代川の樋門の管理してますんですぐわかるわけなんです。じきに水ついてですね、通れなくなる。せやからそれでは危険やし、水あってもですね、車は行かはるわけです。だからバリケードと言うんですか、あれ持ってってくれたら、わしら気づいたらバリケードふせるから。そこまで申し上げてでんな、ほんでそういうこともあって、あこ上げてほしいという要望出してですね、道路高を上げてもらったわけです。その時も出来上がり見たら低いわ

けなんです。そしたら水がひくのがどうかこうとかおしやるわけ
です。それは自分らだけで考えてるだけですが。実際みんなの意見聞
いてはんのかね。私は努力するや、まだまだできる所があると思うん
です。だから今説明されても私は信用できないわけや。神南の時もお
んなじこと言うてやんなと。わし今のところ、今407号線やられた
地主さんにはだれにもそういう事を聞いてませんけれどもでんな、一
回自分で聞いてみますわ。実際に反対しはったんかみな。そういう事
のないようにですね、私は努力すべきだと思うんですよ。そら437
号線でも目安の方、今苦勞してもうてまんがな。町も苦勞してもうて
ます。200メートル組んでもうても50メートルしかできへん。そ
ら内容私も把握してますんで、もうこれ以上言いませんけどもね。皆
努力してもうてんねやから。そうでない区間もあるわけなんです。特
に後から申し上げようと思ってたんですけれども、この407号線の
改良についてはですね、私はPTAの方、また教育委員会の方からで
すね、やっぱり通学路やのでこうしてほしいという要望を私は出た
と思てましてん。現実には建設課独断でやってはってでんな、教育委
員会は関係ないと言ったらちょっと言葉に語弊あるかわかりませんけ
ども、そういう態度なんです。私はそれはおかしいやないかと。今全
国的に問題になってる通学路の関係、交通事故の問題ですやんか。そ
れをやっぱりちょっとでも減らそうと思うたら、その努力してもらわ
ないかんわ。ちょっと話変わりますけどもでんな、三室山の下のと
こで、ありがたいことに誘導していただいでるわけなんです。誘導し
ていただいでるのはええねけどでんな、大きな犬連れてしてはる。ほ
んで自転車あのポールのとこへ立てかけてこうやってはるわけや。わ
しのことやからすぐ言うてきました。ほんで話、教育長も現場へ行き、
その人とも話してくれたらしい。しかし未だにですな、今日も近大行
きしなちようどおられたわけなんですけれども、だからわし来るなり
すぐ教育委員会行ってこうこうやと。わしも言いにくいんやと。教育
委員会も言いにくいと思う、一生懸命に誘導してくれてはんねやから。
それはわかるけれども、これ事故あったらどないしまんのと。犬引っ

張ったままでこう誘導してはるわけや。それが大きな犬でんがん。そこらの気持ちと言うんか、心遣いをね、私はもっと町でやってもらいたいと思うんですよ。せやからいつも申し上げてますように、私が言うてること100%できるかてちょっと自分で言うててちょっと何なと言いますけどもでんな、やっぱり町が率先してそういう具合にやってもらわないとですな、そんなんだれもやってくれまへんがん。特にこの407号線は目安第3団地、今、三代川自治会になってるんかはっきり調べてませんけれどもですな、第3団地の公民館で教育長もなんぼも行きでんな、町長も含めてでんな。そしてああいう契約の下に要望書を履行するというのででんな、立会人その当時の議長の清水幹夫さんになってはりまんがん。そこまでやって、それでできてまんねや。その道路をやっぱり改良しようと思ったらね、私は工事をやる前にね、もっと話し合いすべきやと思う。これは教育委員会に問題あんのか、建設課にあんのか、これは内部のことですんで、あまり口出しはできませんけどもでんな、どっちにしろですな、ああいう状態でね、ほんで町長はいつもこの施政方針ね、提案趣旨説明の中で言っておられますやないか。一回、部長でも課長でも結構ですんででんな、町長が施政方針の14ページ、第5の柱、それから提出議案説明の19ページ、生活道路の整備、その中でどない言っておられるか頭に入れてね、皆さんが事業にあたっていただいてんのかどうかだけ返答下さい。回答下さい。

委員長 暫時休憩いたします。

(午後4時13分 休憩)

(午後4時14分 再開)

吉川委員 今の答弁結構ですわ。私の方から再度申し上げます。安心、安全を配慮した私ありがたい予算だと思ってるんです。今、大変財政難の中でですな、やはりこんだけ考えてもらってやってもらってると。し

かし町長や助役がなんぼ旗振ってもでんな、やっぱりそれ付いて来ててくれへんたら何もならへん。今この問題でも小野さんもちよっと今言うてくれはったけどでんな、こんなん実際言うたら、わし言うたら直ぐに返答返ってこんなんどこや。その位ね、わしは部課長はこの位の事は頭に入れとかんとでんな。せやからのどもと過ぎれば熱さを忘れると一緒にね、何か事業をやる、特に誰もが嫌う処理場にしろでっせ焼却場にしろね、その時はこうやります、ああやりますと言ってせんど来はるわけや。しかしあとはもう知らん顔や。そんなんで斑鳩町がよ一になりますか。私はそこに事業が遅れていく一端もあろうかと思う。これ私今初めて申し上げたんと違いますねん。前にも言うてますねん。都市計画マスタープランについてもね、こんだけのものこしらえてでんな、これなんぼかかってまんのこれ。これ活かしてこそ投資になるんか、かけてもらったお金がやっぱり生きてくるわけですやんか。それをやってもらわないとでんな。斑鳩町はよ一ならないし、また事業も進まない。町民も安心してついていけない。もうちょっと真剣に私は考えてもらいたいと思う。先程申し上げた2点について、部課長の、私は考え方だけ聞かせて下さい。

都市建設
部長

今、都市建設部として事業に取り組まさせていただいてる部分については、当然この施政方針の中で謳われております、安全で快適なまちづくりを目指して取り組んでいるところでございます。道路整備に際しましても、当然その安全を第一に考えながら進めているところです。そしてまた道路整備についても生活道路、幹線道路のネットワーク化を図るために安全に歩行者が歩いてもらえるというような方向でもって整備も進めさせていただいております。もう一点、マスタープランのお話もお尋ねがあったわけですけれども、当然このマスタープランに沿って整備もさせていただいております。住民検討会議の中でも色々財政の状況の中でご指摘も受けたわけですけれども、あくまでも総合計画、そして都市計画マスタープラン、それに基づいた整備方針に基づいて進めさせてもらってるものであるということも強調しながら

ら対応をさせていただいたということでございます。よろしくご理解をお願いしたいと、このように思います。

建設課長 今、現在の計画路線の中で、非常に進捗状況が遅いということでございます。それにつきましては、やはり最大限努力はしていったるわけですけれども、相手がございますことから、こういった遅れが生じてきているという風に思いますけれども、その辺は粘り強く交渉なりを進めていきたいという風に思います。それと、407号線三代川の堤防線の方でおっしゃっていただいておりますその辺教育委員会との連携等につきましても、8月に教育委員会の方で通学路の安全点検を実施されておりました、その危険箇所について、建設課の方で対応という形をとってきてるわけですけれども、やはり教育委員会との連携と言いますか、教育委員会として子どもの安全確保のためにどういった対策がとれるのかといったことも教育委員会として考えていただき、建設課と学校なり地元と協議してやっていきたいという風に思っております。今回の407号線につきましても、学校の方に行きまして、PTAの方、学校長等ご説明させていただきましたけれども、その時期が既に工事が決まってからというようなことで、そういった事になってしまったのかなという風に思います。今後と言いますか、今までと同じく努力はしてまいりたいという風に考えております。

吉川委員 今五ヶ年計画の事ですので、またその他で申し上げたいと思うんですけども、今答弁の中でね、実際に特に407号線なんかについてですね、あれで安全対策が出来てんのかと、何のために6.5メートルも広げてでんな、ね、安全対策何もなってませんやんやんか。今、部長は安全対策考えてとおっしゃってますけれども。そういう事のないようにですね、私は今後、気を配って事業の完成に向かって私は努力を重ねてもらいたいということで、この項については終わります。

委員長 6時まで時間延長させていただきます。

ここで一旦休憩をとります。4時35分まで休憩いたします。

(午後 4時23分 休憩)

(午後 4時35分 再開)

委員長 それでは再開いたします。
他にございませんか。 小野委員。

小野委員 ちょっと先程のこの5ヵ年計画の進捗状況ということで、委員長の取りはからいでその他の項目に挙げていただきまして、何回もこういうことで挙げていただいて何回も同じような議論されてると思いますけどね、それでまあちょっと聞き漏らしてたら悪いんですけどね、この今表にまとめていただいたらようわかると思いますがね、5ヵ年計画にのぼした、これも色んな歴史がありまして、3ヵ年計画でいかなあかんとか5ヵ年計画にのぼすとか色々10ヵ年計画とか色々あって、今は5ヵ年計画で中間見直しをやるということで。そして今の計画の中でこの表から、ちょうど中間見直しの時かなと、18年度と次の19年度出て来んのかなとも思っておるんですが、進捗状況ですので、そこらの事については、この計画自体がね、まだずっと続いていくんかということと、それからこの中でももう何年も前からの計画に入ってる、やっと19%になったなという場所もあります。19%と言うたらもうすぐわかるんやけどね。そして以前にも計画に挙げられて、未着工で例えば法隆寺線との関係で、法隆寺線が進行するためにこの計画はということで、棚上げと言うか凍結と言うんですか、されて、この表に挙がってきてないと、そういうように色んな経緯で来ておるんですが、その中でね、例えばこの18年度末までで0%、色んな事由言うていただいてる、これらについてはどのようにしようとするのか。例えば②岡本循環道路というのは、これ前の時にも0、もちろん0という形でずっと来てる、これ以前にもあったと思うし。今回もまあなんか話ではその色んな事が進みだしたという事もちょっと岡本

循環道路については私の仕事の関係でも聞いたように思うんですが、これらやっぱりまだ用地の話うまくいかないとか何かこうアクション起こしていただいているがやっぱりだめだということになってくるんだし、その地権者の協力というのがそら大事、一番必要だけれども、その計画自体がね、やっぱりどっかに瑕疵があってその無理なこともあるん違うかなとか。そういうことでの、この0%というものについてね、そういう検討もされてるんだったらそのことについてね、計画自体、地権者に対してなかなか話が見つからないということはよくわかるんですが、計画自体。それこそ初めてその計画、そこへ道付ける事については無理なんだというようなものもあるのかどうか、その点お答え願いたいと思います。

都市建設
部長

先程、課長の方からご報告させていただいたわけですが、今後のこの5カ年計画の考え方についてでありますけれども、例を挙げて言っていただきました0%の岡本循環道路、そして⑦の町道108号線、この2箇所についてはなかなかまとまらない。当初はまとまった話のようにお聞かせ願ってたわけですが、実際入ってくるとなかなかまとまらない、それが相当年数も経過してるという事の中で、いったん中断をしたいなど、このように考えております。そして今一部でも進捗している部分については、継続して努力をしていくという事にしていきたいと、その中で0%の阿波2丁目地内の道路、これは0%になっとるわけですが、今、天理斑鳩線、一部用地買収できたところから整理もしていただいておりまして、それに関わる部分がございまして、その進捗を見ながら対応していきたい、このように考えております。そして、全体的なことで見ますと、今いかるがパークウェイも稲葉車瀬区間99%に達しました。ほぼ100%というところではあります。そうした時に取りあい道路についても整備をしていく必要があるという状況が出てきております。そして先程小野委員も言われておりました以前に計画のあった小吉田のところについては、これも法隆寺線が出来る事によって、取り合いをしていく必要があると。

今、用地交渉する中で、少し明かりが見えてきたな、こういう認識をしております。用地取得が出来ればまずその取りあい部分を整理をしていこうという事で、都市整備課の方で考えてもらっております。そうしたことで、全体的な事を考えれば、まずそういう幹線道路との取り合いとか、そういうものをまずやっておかないと、その幹線が整備できてから、それからその場所に入りますという事になれば、また相当経費の無駄遣いになってしまいますので、優先的にそちらの方をやっていきたい。そしてまた、JRの周辺整備におきましても、今現在地元対応もさせていただいておる中で、公社でも予算を計上させてもらっています。そうした事で、そちらのJR法隆寺駅周辺の整備も取りかかるということになってまいりますので、この5ヵ年計画については、用地等まとまるという状況の中で優先の順序をつけながら整備をしてまいりたい、このように考えております。そうした事から新たにこの5ヵ年計画に載せてで対応していくという事については、現在考えておらないという状況です。よろしくお願いいたしたいと思います。

小野委員

そういうような整理という形は必ず必要だと思いますし、この表の中で網掛けというんですかね、例えば⑦の町道108号線、これは16年度から出発したという形で、という事になってくるのかなと思いますけど、そういった意味で、今見直しと言うんですか、なかなか進まないからどうもこの路線についても、断念せざるを得んのかなと、今の部長の説明、そういうように考えておるんですが、以前ね、この場所よりもっと北側だったと思うんですが、高塚の町営住宅の辺りでの整備という事で、色々議論させていただいた事もあったし、調査のこともあったと思うんです。あれはもう結局この中に入ってなくて話を進めようとされてるんですか、その事でそういうものもあるという事と、今、法隆寺線からの小吉田については、それを棚上げというか、凍結させるにはこういう理由やという事も聞かせていただいた。だけど、高塚の、なぜここに入れてないと思うんですが、そういう事で進めていこうとされるのか、その点ちょっとお聞かせ願います。

都市建設 高塚の道路については、底地整理をさせていただいたという事でご
部長 ざいまして、底地整理できた所から表面の舗装等を考えさせてもらっ
ているという事でございますので、新たに拡幅してどうこう、という
考えはございません。

小野委員 そうした中で高塚の方については、底地整理という事で、俗に言う
未登記道路、それをその登記が整えば、現在龍田北1丁目と龍田1丁
目の間の道路、俗称業平道も舗装して頂いてますように、それをやっ
ていく。道路整備5ヵ年計画の中には入れてないと、そういう理解を
させていただきます。それで、そうした中で、②の方は根気よくこれ
続けておられるのかなと。前年度の、11年度から始めて、それでも
ゼロ、16年度と18年度の間はゼロ。それで、それらは根気よくさ
れてたということで、難しいという事があって、これも断念せざるを
得ない路線の一つかなと思うんですが、そのうちこの⑦の方について
は今の5ヵ年計画の当初に初めて計画をうつ、あまりちょっと断念す
るのが早いんじゃないかなというように、私は思うんですが、そうせ
ざるを得ないような大きな理由とかありますか。

都市建設 この108号線につきましては、地元の方に寄っていただきまして、
部長 事業計画について協力を願いたいという事で説明会もさせていただ
いたわけですがけれども、地権者の方、大半って言っていいほど、なかな
か協力的になっていただけてない、全体の地権者の中で一人とかいう
状況になれば、当然担当としても極力お願いするというような事にな
っていかうかと思うんですがけれども、地権者の大半がそういう状況に
ありますので、一旦断念をして全体がまとまるという状況になればで
すね、先程言いましたように、その他道路の中でですね、優先順位を
定めながらですね、部分的にでも整備できれば、このようには考えて
おります。

小野委員 今の⑦の町道108号線についてなんですが、当然町道108号線という事で、里道か何かがあると、それを拡幅しようという事なんです。だから地権者、地元にとってみたらその道は広げるのはあまり賛成していただけない、そんな状態だと理解してよろしいですか。

都市建設部長 この道路整備については、直接地権者でない方、その道路を整備する事によって、受益を受けるという方も当然ございます。そうした方については、極力整備をしてほしいという希望がございました。だけど実際用地を協力して頂いて整備をしていこう、こうなれば、用地の協力がなかったら出来ないという事になってしまいますので、その辺、地権者の方が全体まとまっていこうという事になれば、それは考えられるという事でございまして、なかなか今の現状から見れば難しいなという判断をしているという状況です。

小野委員 これ、進捗状況、こうして提示して頂いてますけど、計画そのものの、途中で断念せざるを得ないとか、そういうのはいつ判断されて、いつこの形として載せていかれるのか。計画の中間見直しという事で、前回の5ヵ年計画では14年度から新たにしておられる。その時に結局計画から外された分もあるのか、いやもう新たに、例えば阿波2丁目なんかは必要があるから、という事で中間の14年度から出発している。それから三代川右岸堤防についても、同じようになっている。18年度末という事で、この19年度にそうしてもうここで断念してしまう分がこの中であるのか、それから新しいものがあるのか、その点はどのように担当としては検討されてるんですか。

建設課長 今、挙げさせていただいております11路線のうちの②それから⑦につきましては、今年度で、一応単年度ですという判断でおります。新たにこの中に新しい路線を入れてくるという事は考えておりません。先程言いましたような幹線道路との取りあいの町道の整備を主に進めていきたい。それとあと、生活道路については優先順位を決めて

整備を進めていくという考え方でございます。

小野委員　それを、今初めて私は聞かせていただくかな、委員会としては。以前からそういう事は聞かせていただいていたのかな、18年度の末やからという事で、特に19年の4月に私らの任期が切れますので、今聞かせてもらっというて、これがなくなってるんだという事になってくるのか、という事でちょっと心配してるんやけど、今初めて聞かせてもらっているのかな。

建設課長　本定例会の事前の委員会で路線名等具体的な事は申し上げておりませんが、基本的な5ヵ年の道路整備の考え方というものを、前回の事前委員会で示させていただいた。それに基づいて今回具体的に路線名を挙げさせていただいて、判断させていただいたという事でお答えをさせていただいたものです。

小野委員　結構です。

委員長　他にございませんでしょうか。

(な し)

委員長　他に、理事者の方から報告をしておくことはありませんでしょうか。
加藤建設課長。

建設課長　申し訳ございません。少し県事業の進捗状況についてご説明をさせていただきたいと思っております。資料につきましては、県に対しまして資料の提供を含め、状況の確認を行いましたけども、口答での説明でお願いしたいという事でございますので、ご了承いただきたいと思います。

まず、三代川の改修事業についてでございますけども、すでに改修

済みの部分から上流部の J R 付近までの約 200 m の区間において、用地交渉等が進められており、今年度には 3 件の補償契約が締結でき、その内の 1 件の家屋について、土地の引渡しにかかる家屋等の撤去作業がほぼ終わっております。また、他の 2 件についても移転先について、整理されているところであり、遅くとも来年度中には家屋等を撤去していただくこととなっております。今後も県と調整を図りながら用地の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に富雄川の改修事業でございますけれども、J R 大和路線の少し下流域から県道天理・斑鳩線の安富橋までの間において、改修工事が進められているところであります。現在、右岸側の護岸工事等が来年度までの予定で行われているところであり、その後に左岸側の護岸工事等が行われるとのこととなります。そして安富橋から上流部の改修につきましては、現在の工事区間の改修完了後になりますが、速やかに工事着手できるよう関係者等と調整を進められているとのこととなります。町と致しましても、今後も県や関係市町と調整を図り、早期改修に努めていただくようお願いしてまいりたいという風に考えております。

それから御幸大橋の改修でございますけれども、県道大和高田・斑鳩線の御幸大橋南詰交差点においては、南行き右折レーン設置に向けた橋りょうの拡幅工事を行うため、昨年 11 月から橋脚 5 基の内、斑鳩町側 2 基と橋りょう下部工事に着手され、河合町側 3 基についても引き続き工事着手され、順次、上部工の拡幅工事を進めるとのこととなります。それと、前回ちょっとご指摘いただきました御幸大橋南詰交差点から南側約 80 m の法隆寺インターチェンジ交差点の間についても一体的に整備することが必要と考えられており、関係機関との協議が進められているとのこととなります。

次に県道天理・斑鳩線でございますけれども、この拡幅改良事業でございますが、地元関係者及び地権者との交渉を県と連携し、鋭意努力を重ねてまいりました結果、ご理解を得られた区間について順次工事が進められております。残ります地権者の方についても合意が得ら

れるよう県と連携し努力してまいりたいという風に考えております。

それと、国道168号線の交差点改良については、ご承知のとおりでございます。龍田大橋西詰における右折レーンの設置工事が完了いたしましたして、この部分における渋滞はかなり解消されているという風に考えております。

以上、誠に簡単で申し訳ございませんけれども、県事業の進捗状況についてご報告をさせていただきます。

委員長 藤川都市整備課長。

都市整備課長 続きます。都市整備課が所管しております国の事業のうち、国道25号に関するものの説明をさせていただきます。国道25号、三室交差点から王寺方面の路線でございますけれども、国では現在いかるがパークウェイが稲葉車瀬及び五百井、興留区間と進めていただいているところでございまして、国は基本的には西の方へ進めたいという考え方も持っていてございます。このことから、2月17日までの工期で三室交差点から王寺本町までの間の道路の予備設計業務を行っておられまして、一定のとりまとめがされております。しかしながら種々検討課題等もあるという事から、今後さらに検討を加えながら、関係機関と調整を行っていききたいという事で聞いております。町と致しましても、いかるがパークウェイ事業が進捗をしている状況でございますので、パークウェイの事業進捗の整合がとれますように、できるだけ早く都市計画の変更手続きへと進めていただけるように国にも働きかけをおこなっているところでございますのでご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上、報告とさせていただきます。

委員長 小城町長。

町長 今、藤川課長から申し上げましたように、いかるがパークウェイの

関係でございますけども、一番問題は発掘でございます、全面発掘という事になってきておりますので、あの地域は龍田追手城との関係からみから、そういう関係のものも今現在ちょっとしたところに出てきているという事で、発掘関係が早く整理していきたいという事ですけれども、その関係等については、なかなか文化財等の関係等について、ちょっと時間がかかるんじゃないかなという事も踏まえまして、町としては出来るだけ国と連携を保ちながら、早く工事にかかっていたくよう、努力をいたしております。

委員長 質疑があればお受けいたします。 吉川委員。

吉川委員 すいません、私これで質問できる機会がなくなると思うので、もう少し付き合いたいと思います。ご勘弁願いたいと思います。

まずですね、斑鳩町の用途地域の見直しについての取り組みについてでございます。町は現在の用途地域をどのように考えているのか。変更の手順について。

委員長 暫時休憩いたします。

(午後5時00分 休憩)

(午後5時00分 再開)

委員長 再開いたします。

質疑等なければ、次に進みます。

以上、これら各課報告事項については、報告を受け、了承したということとで終わります。

次に、その他について、各委員から質疑意見等があればお受けいたします。 吉川委員。

吉川委員 もう一度申し上げます。斑鳩町の用途地域の見直しの取り組みにつ

いてでございます。町は現在の用途地域、区域ですね、をどのように考えているのか、これでいいと思っておられるのか、やはり見直すべきは見直して斑鳩町の活性化に努めていきたいと思っておられるのか。それから、仮に変更する場合の手順について聞かしてください。それから現時点での町、県の作業内容と今後の見通しですね、についてお聞かせ願いたい。

都市整備
課長

現在の斑鳩町の用途地域についてどう考えるかという事でございますけれども、この用途地域につきましては、平成13年に都市計画の変更がございまして、それ以降、20年に見直しをとというような予定でございましたけれども、現状で問題のあるところ、あるいは要望の出ているところがございます。それにつきましては、今後、県の用途地域の見直しにかかります基本方針が出てくる予定でございますので、それに照らし合わせをしながら検討をしてまいりたいと思います。ちょっと手順が若干言ってしまったと思うんですけれども、どのような手順で進められるかという事ですけれども、基本的にはまず第一に町の考え方ももちろんあるのは当然でございますけれども、この変更につきましては、まず県の基本的な方針が示されます。基本的にはそれに沿った形で斑鳩町の考え方を出していく。素案を出した上で都市計画の変更の手続きに入っていくというような状況になってまいります。現在の状況でございますけれども、県の方の基本方針がまだ現在定められておりません。従いまして今現在では色々ご要望いただいているところもございますので、それらを取りまとめながら県と下協議をしているということで、実際には具体的な協議には、本格的には入れてない、今現在下協議の段階、こういう状況でございます。

吉川委員

一番初めに申し上げた、町は現在の用途地域をどう考えてるのか、これでええと思っておられるのかですね、そこらを聞かしてください。

都市整備

町といたしましては、現状では色々な要望も聞かしては頂いており

課長 ます。基本的には今現在、運用しております用途地域はこれでいいという事でございますけれども、住民さんのご意見等も聞きながら今後検討してまいりたいという風に思っております。

吉川委員 確かに、今の時代ですので住民の意見を聞くということも大事ですが、やっぱり斑鳩町の将来のあり方については、色々、マスタープランにも書いてますようにね、やっぱりこれに則る、また皆さんから斑鳩町見た感覚でですね、やっぱりこの地域は変えんなんと、昔に決めたやつについては、変わってきてるところあるわけです。極端に申し上げてパークウェイ出来上がってみなはれ、法隆寺線も。私は変わってくると思いますよ、それでも今までどおりにやってたんでは、私は発展ないと思うんですよ。やっぱりそれに適応した処置をしていかんとでんな。そこらでどう考えておられるのかを聞きたかった。

都市整備課長 現在、斑鳩町ではいかるがパークウェイや法隆寺線といたしました都市計画道路、並びに法隆寺駅周辺整備事業という事で都市基盤整備を進めておる状況でございますので、以前、用途が設定された状況からは確かに町のあり方も変わってきてるという事でございます。しかしながら、斑鳩町の考え方はもちろんあるわけでございますけれども、例えば道路沿いにつきまして、簡単に用途を変更していくという事につきましても、これは最終的には県の方の考え方とも照らし合わせながら、決定をしていく必要がございますので、今後県とも十分協議しながら進めていきたいと考えております。

吉川委員 先程の説明の中でね、変更についても県の基本的な方針出やんなら町は動けない、おっしゃいましたな。私はあべこべだと思うんです。それまでにやっぱり、町は今こう考えてる、今、斑鳩町はこういう状態にあるんや、せやから変更してほしいんやという、やっぱりアピールを私はすべきだと思うんですよ。ただ、向こう出してくる、それでこっちは考えるでは、斑鳩町の聞いてもらう事はあらへん。やっぱり

斑鳩町の将来はこうあるべきだという基本方針を出してですね、それを向こうが決めはる前に、一つ基本方針の中へ入れていただきたい、また考えてもらいたい、検討してもらいたいと、やっぱりそういう私は手順を踏んででんな、やるべきであってでんな、県は考えてきたやつ鶴呑みにやってたんでは、斑鳩町の皆の住民の意見って、さっきもおっしゃるけどでんな、住民の意見聞く間あらしまへん。なぜもうちょっと県に対して物を申せないのか、何もこの事だけやなしにね。先程の内容文書で出したらこうこうっておっしゃってるけども、前にも申し上げたように、書類まで持ってきて書いてはるところもあるわけです。同じ県であって、なぜ生駒郡全体やと思いますよ、斑鳩町だけではないと思うけども、ここの管轄のとこだけあかんのかね、奈良県同じように、向こうではこうやってるやないか、という事も訴えてでんな、私はもっとアピールせんないかんと思う。そういう事が足らんのじゃないかと、欠けてるんじゃないかと私は思いますねけど、再度。

都市整備
課長

委員ご質問いただきました冒頭に申し上げましたように、斑鳩町といたしましては、当然、町の細部につきましては、色々ご意見いただいておりますので、下協議という事で今現在県とは調整をいたしております。県の基本方針と申しますのは、町の細部を方針で定めるわけではございませんので、基本的な方針。現在人口減少等言われている状況ですので、そういった基本的な考え方を示されるということでございまして、細部につきましては町の考え方でもって県に協議をしているという事でございまして、現在もその協議は進めております。何も全く協議してないという事ではございませんので、具体的に正式に協議をするという場合は、やはり基本方針を示されてからという事であるという事でございますので、ご理解願いたいと思います。

(「委員長、ちょっと補足説明を」 の声。)

委員長

芳村助役。

助 役 この用途の変更につきましては、やはり町の考え方を県の方に直接申し上げております。県の指導も得ております。そういう中で今課長が申されたように、詳細な事を県と町が協議をしているという事でございますので、我々としては何もしてないのじゃなしに、直接課長からも電話かかって来いという事で行かしていただいたという事でご理解願いたいと思います。

吉川委員 今聞かせてもらって、努力してるという事でございますし、やはり斑鳩町の今の現状、将来の見通しも勘案する中で、私はやはりもう少し県の方へ働きかけていただいて、今後も努力をしていただくように、お願いをしておきます。

 委員長すいません。次にですね、平成4年1月に竜田川の改修に伴って神南地区から要望書が出ております。回答もいただいております。その後どのように検討されているか、それだけ聞かしてください。

建設課長 前回ですか、12月の委員会でもご報告もさせていただきましたように、14項目について竜田川改修工事に伴う要望事項という事でお知らせいただいております。その中で前回も説明をさせていただきましたけれども、具体的に堤防道路を6メートルにして町道にする事、それから塩田橋より上流の堤防を道路とする事、これらもろもろ14項目についてでございますけれども、実際に今のところ出来ていないと言いますか、そのような状況がございまして完了していないというか、部分について、まず塩田橋の兩岸に信号機をつける、これにつきましては毎回公安委員会に要望を行っておりますけれども現在まで設置されていないという状況でございます。それから神南より森中氏の方に出る道路の安全対策という事で、森中氏宅の移転についてご本人にもご協力をお願いし、その費用負担について県とも協議を行って参りましたが、まだ未だ移転に至っていないというのが現状であり、そういった事が整理出来てからの道路の交通安全対策を行っていくとい

う事になろうかと思えます。ただ、森中氏との交渉について、今現在進めているという状況ではございません。堤防の道路を6メートルにして町道にするということではございますけれども、一部6メートル未満の部分がありますけれども、地元と協議させて頂いて、整備を行っていったという状況でございます。

以上が、竜田川改修工事に伴う神南からの要望事項に対する現在の状況という事で報告をさせていただきます。

吉川委員

一番目の確認したいんですけど、堤防道路6メートルにして町道にしてもらおうという事ですね、先程課長が言ってくださったとおり、これと4番の森中さんから出る道路の安全対策やけども、これとは別個ですんでですね、この森中さんのところが今まだ6メートルになってないだけなんです。確かに課長が説明していただきましたように、下が端の所は6メートルなかったわけです。前にも申し上げましたように、どれもこちらから私が測りに行ったら6メートルなかった。こっちから言わんと、いや、こう言うても6メートルならへんで一つこれで辛抱してくれ、という話さえ初めにあったら、成り行きももっと変わってくると思うんですよ、しかし全然ない。こっちが仮に、言いもしてくれない。そんなんで信用せい、どうせいと言われてもね、出来ませんが。だから今の課長を責めんののは、はっきり言うて無理な話です。だからやっぱりそういうものを引継いでいく、何も神南だけではないと思うんです、私、斑鳩町全体ね。それが私は輪につながんねん、思ってるわけなんです。人間みな話合ったら分かりまんねん、なんぼなっても。兄弟げんかしてても人入ってもろて何したら治まりまんねや。同じ事や、それと一緒にや。だからもう少し誠意を持ってもらいたいのはそこなんです。誰もあんなもん測りに行ったらんやろ、見たら6メートルやと思とるやろ。そうは思っていないと私は思いますけれどもですね、それでは困る。だからやっぱり気付いたやつについては、ちゃんと次の担当の方にやっぱり引継いでいくという事が私は一番大事だと思いますし、こういう要望出たった、あったという事を

ね。だから今、森中さんの件についても行ってない、それは県が全然そういう気になってくれてないから、私もある人に頼んでやってもらいました。一時はいや、吉川さん、こんだけ出たるよって今年中って言わはったから、私、森中さんどこ行って頼んででんな、了解までとったのにあかんかったわけ。そういう経緯もあるわけ。それが重なっていくと、今度は森中さんが今度、そんなん吉川さん来はっても、嘘ではないけど信用出来ん、こうなってきたら、成る話もならんと思うんです。特にここが斑鳩町の都市計画、安堵斑鳩王寺線の16メートルの道路に入ってまんねや。せやから私は出来たら県でやってもらったら助かるなというあれもあってでんな、今まで言い続けてるわけです。県でやってもらう事程ありがたい事あらしまへん。仮にこれから10年遅れる、10年遅れたら必ず森中さんとは県がやりますと一筆書いてくれはったら、わし神南の人にも、これはもう県がこうして約束してくれてるよってに、大手を振っても言えますし、もし仮に、そんなん吉川さん10年も待てるかいな、と言わはっても、それはやっぱり今の財政を考える中ででんな、やってもらえるだけでも有り難い。事故あってからでは遅いわけなんです。あこから自動車まで下へ落ってはりまんねん。そんな事もあったわけ。せやから、もう少しこの面についても、私は特に神南とこうして了解の、要望書は神南は出しましたけどでんな、みなそれには回答いただいてんねんからね、その回答に出来るだけ近付けるように私は努力するのが今の箇所、箇所の担当だと私は思う。堤防つくんのでも色々な意見ありました。そんなん絶対堤防みたいなんつくったらあかんっていう意見もあったわけなんです。しかし私は竜田川の水を神南へきやんように堤防してもらいまんねやないか。それもたまたま下流の方が広がったんで、神南の土地買わんでもでっせ、あの下道も前よりは広くなってまんねや、そんで安全でんが。前やったら川がすぐあったから危なかったけどでんな、出来上がったら今は喜んでもろてます。それもやっぱり出来るまでは三室井堰も然り、どこでも一緒だと思うんで、出来上がったらスカみたいなんやけどでんな、それまでには色々な、特に役場の職

員の皆さんの努力があって出来てるわけなんです、それはもうよく分かってるんです。だからこれから私は、心して各事業にあたっていたきたいという事を特に、まだもうちょっと言いたかったんですけど、時間の加減もあって、私一人ばかりではあれになりますので、最後やと思って聞いていただいて、本当にありがとうございました。一つ、吉川の意のあるところを汲んでもらって、やっぱり斑鳩町の発展のために町長はもちろんでございます、助役も。これを一丸となって職員はやっぱり支えていくという気持ちになって、私は邁進していただきたいと思っておりますので、よろしく願いしときます。委員の皆さんに本当に、長時間私ばかりしゃべってまして申し訳ございませんでした、ありがとうございました。

委員長 他にございませんでしょうか。 小野委員。

小野委員 ちょっとだけ聞かしていただきたいんですけどね、先程いろんなビラで住民が、事業がストップするとかいう事も色々話しまして、訴訟の提起も考えられるの違うかという事も言ってきたんですけどね、同じようにまた選挙前になったらこういうビラがやっぱり入ってくるんですね。立候補予定者らしいんですが、27歳の若い方ですが、この中で経歴の中で2003年9月に斑鳩町上水道課上水係嘱託職員、それから2006年9月にそこを離職という形で記載されてるんです。この嘱託職員というのはどういう具合に選ばれて、今まで臨時職員の募集とかそういう形でされていて、臨時職員については一年間だったと思うんですが、そこらの点でこの立候補予定者の方が2003年9月に嘱託職員として上水道課という事ですから、上下水道部の上水道課におられたんかなと、私も全然記憶ないんですが、この嘱託職員という事で、ビラ配ってはります。この事についてちょっと教えてもらいたい。嘱託職員っていうのはどういう事で、どのようにして採用されているのか、再度ちょっと確認したいと思えます。

上下水道
部長

浄水場につきましては今現在、全て嘱託職員と言うか臨時職員さんで運転管理を行っていただいております。上水道の運営管理につきましては、やはり毎年毎年替わっていったら、浄水場自体の機械の管理、また井戸の管理もごさいます。配水池の管理もありますので、一度採用したら数年間は、以前の方もそうでしたけれども、来ていただいております。当初はテストで採用いたしております。

採用テストは募集かけます。

小野委員

テストって、試験やね。私もね、この人は中国語コースに語学留学という事で聞いたら、ちょっとある人に聞いたらね、ここへ行くのは英語が苦手な人が、下手な人がはく付けるために中国語コースという風に行く人が多いらしいんです、最近。だからちょっとテストと言われて、えっ、何語かなと思って分からなくて申し訳ない。

それでね、この方がね、そらまあ選挙に、これは内部討議資料という事で、私らもよく使うんですけど、それで各戸に配布されています。この中でもものすごく気になる事があるんです。臨時職員を嘱託職員という具合に書かれてあったら、何かを特別なものを嘱託してるんだという、そういう職員というイメージがあるんですが、臨時職員というのはその時、その時に、欠員が出たらテストをされて、それとかその中で欠員が出たらテストで合格した者を来てもらう。部長は3年という事を、なんでそんなに長いんや、と私が言うと思ってかどうか知らんけど、やっぱり運転管理、という事なんでね。運転管理、という事は上水道の全体の事というのか、システムについてはあまり参画させてなかったのだと私は思っている。運転という事は夜間の2階にあるモニター見ながらね、故障はないかとかいう、全くこんな事言うたらあれやけど、単純な、それで異常が生じた場合には部長はじめ、連絡を入れる。その上水道自体の管理というものについては、私は嘱託されてなかったように私は思います。そのように思うんですが、この方は水道施設、焼却施設などの最前線で経験した事を活かし、これからの時代に必要不可欠な環境問題に取り組みます、そら必要不可欠です、

環境問題。だけど、水道の方で嘱託職員として3年1ヶ月か、私はこういうところで経験したということがね、これは私は一つの誇大広告だと思うんです。その事については、どうのこうの言いませんがね、ここではっきり聞かしていただきたいんですが、ちょうどこの3年間というのは斑鳩町にとっては第一浄水場の、それをし終わってる時ですね。だからそれらについて、環境の事で上水道の7億、8億かけてあの事業もしたと、私は思っているんです。この運転関係をされてた方が、この事でやっぱりまだ環境問題で取り組まなければいけないところがたくさんあるんだという事を訴えておられるんですが、その事については現部長として、何かまだそういう事で改善していかなければならない事があるんですか。

上下水道
部長 まず水道につきまして第一浄水場も改良いたしました。三井浄水場につきましても、全く水質に問題ございませんし、今現時点で改良する点はございません。

小野委員 それらについては、私は現の建水の委員として、やはりそうした問題点があるのかなという事が、素朴に疑問に思ったので部長に答えていただいただけなんですけどね。それとね、この方は、一番初めに、私は学生の頃から選挙のお手伝いをする機会がありました。この方は聞くところによりますと、最近と言うんですか、上水道の方で嘱託職員として働いておられた時には、町外だったと思うんです。最近町内、最近っていうのがいつか知りませんが、来られたと思うんですが、そしてこの選挙のお手伝いをする機会がありました、という事で切り出しておられるんですが、聞くところによりますと、この方は町長の前々町長選挙に何かご縁があって、町外から選挙のお手伝いに来られてたという事なんですけど、その点について町長は認識ありますか。

町 長 認識ある、ないよりも、そういう事が私自身は全く知らないものですから、そういう事は全て私は・・・されてないという事です。

小野委員　　という事は、町長自体はボランティアで来ておられたかどうかは知らない。当然私らでも選挙をやってる時には一人ずつのどうのこうの、というのは分からないからね、そういう事でいいと思うんですが、この方はその事で、という事で今一生懸命歩いておられるらしいんですが、もう一件聞くところによりますと、この方の父親ですかね、斑鳩の施設である鳩水園の管理委託を契約されている業者の社長の、その方のご息子だとお伺いしておりますが、その、これはここでは分からないのかな、担当の鳩水園の方でしか分からないのか知りませんが、契約の事でありまして、その方の父親がいつからどんな業務委託をされてたのか、総務部長もおいでですし、助役さんもおいでですから、ご答弁願えたらありがたいんですが。どうなんですか。

委員長　　植村総務部長。

総務部長　　そういった関係でうちの方で業務委託をしていた事は事実で、いつからか私の方ではいまのところはつきり分かりません。

町長　　いつからか、という事はかなりだいぶ前になると思いますけども、この委員会でもお示ししたように直営から民間委託をしていきますよという事で、議論はあったと思います。そして民間委託をさしていただいて、そして現在まで続いているという現状でございます。これはメンテの関係とかいろんな関係がございますから、そういう関係等について、やっぱり委員会でも直営でいくべきであろうという事もありましたし、現在居てる職員をどうするのか、という事もございました。しかし民間でいくという事で皆さん方ご同意をいただいて、それから以後事故もなしに今日にきてるという現状でございますから、そういう事でございまして、またそういう経過がございます。

小野委員　　私は今、4期目終わるんですが、16年間厚生常任委員会に所属し

た事ないんで、鳩水園でのそういった委託契約というのか、それらについては、しっかりとした記憶がないんで申し訳ないんですが、そのメンテ、管理については、ある業者、工事何かの時に色々聞かしてもらった業者がメンテ管理してるのかなと思ってたんです。ちょっと、えっ、という感じでああいう工事のメンテも兼ねて、法人というんですかね、そこに契約されてるんじゃないかなという事で、それを当初は確かそういうように、私自身が認識してたんで、ちょっと聞かしてもらってたけど、当初からこの父親と言いますか、その会社は個人会社なんですか、法人なんですか。

町 長 株式会社でございまして、そういう中でメンテをされているということ。浅野環境サービスという事だと思っております。

小野委員 当然、私どもの方では政治倫理条例もありますので、一親等でのそういう企業というのは契約をしてはいけないという取り決めになってますし、当然この方はそれを承知でこられるんだと思うんですが、その事について、例えばですよ、この方が当選される、そうした時に今の浅野環境ですか、そことの契約は町長としては政治倫理条例、条例の関係でやはり契約を見直ししなければいけないと思うんですが、それはまだ選挙も終わってないし、だけど現在、18年度の、その会社と契約されてるという前提の下で話してるんですが、その事が違うなら違うと答えていただければいいと思いますが、来年度もその業者と契約せざるを得ないのかなと、私は危惧しておるわけなんです。と言いますのは言葉は適当じゃないけど、メンテというのはやっぱり継続してやってもらわないかん。そういう大前提がありますので、たぶん予定されているんじゃないかなと思っておるんです。そういう事に対して、何か、もちろん変な意味じゃないですよ、立候補する権限はあるんですから、せやけど片一方ではこういう政治倫理条例があります、という事でやはり後の手当とか考えていかなければならないだろうし、メンテ契約については、当初から入札をされてたのか、いやも

う随契なのか、メンテですから随契だと思うんですけど、それらも含めてちょっとお伺いします。

町 長

この業者の方から昨年に、18年度の解約という事で、19年3月31日をもって契約を辞めたいという申出がございまして、19年に向けて色々と各市町村の関係、あるいは県等に問合せをして、今現在19年度の関係等については入札をして参りたいという事でございます。以前は浅野環境サービスがあのでプラントをつくったのは浅野工事でございますから、その環境サービスに委託をしたという事で、2,200万でございましたか、一年間、そういう契約をさせていただいてずっと今日まで来て、2、3年前から今現在は2,100万という事で、50万、50万ずつ減ってきて、そういう形で今現在、そういう契約を結んでおります。

小野委員

それは毎年、毎年契約をされてきたと、当初はあそこ、プラントを建てた業者のまあ言うたら傍系の関係者としての中で、その事については私は何ら、その時は入札も何もしてないという事については何ら言いませんが、それが妥当な行為だと思いますし、ただね、タイミング的にね、一方的に今まで契約してた業者がね、長年だと思うんです、相手方からね、19年度からは契約をしないというか、それはちょっと商取引と言うんですか、それらについても、常識から言うたら、何かおかしい問題やなという素朴な疑問なんです。今までやはり、そこと委託契約さしていただいた町としても責任をもってメンテしてもらってるからという事で随契でずっと毎年やってきた。そしてその方がどんな理由が、例えばそういう業務をいろんな理由で辞めるんやという事だったら私は分かると思うんです。だけど、そういう職種はされながらなぜか知らないけど、19年度の契約は結構ですよ、そない言うて来ておられるような気がして仕方ないんやけど、それらについてはどうなんですか、今までの随意契約でお願いしてた町の施設なんです。しかも誰かれなしにメンテを任せられるような施設ではないと、

私は思います。だからこそなお更その建設された業者の同系統と言うんですか、その方にメンテをお願いしてる、これは自然のことだしね、その事でやはりちょっと、あまりにも勝手すぎるんじゃないかなと、来年度から契約を辞退する、今年度でしないということになると思うんですが、その点について、どんな感じでそれを聞いて、そして今、用意されようとしてるのか、素朴にちょっと疑問に思うんですけど、それだけどうなんですか。

町 長 相手の方でございますから、そういう申出があった以上は町としてもやっぱりその関係の、今までそういう実績のあるというのか、そういうところの関係等について、入札をやっぱりしていかざるを得ないという事で判断したわけですから、そこまでどうあるべきかどうかという事は、本人の方から担当課の方に辞退届というのか、平成19年度からは、これはもう今すぐ辞退しますというんじゃないしに、予め去年の段階で18年度でもって長々やらせていただいた、という事で担当課の方に申出があったという事でございますから、それは町としてもやむを得んという事で受けざるを得ない、そしてやっぱり19年度からはやっぱりメンテはやっぱりしていくためには、業者選定をしていく事も大事であろうし、そういう事を踏まえてやっぱり我々としては、担当の者に指示をしながら、努力を今現在させておるという状況でございます。

小野委員 あのね、町長ね、私が今言わんとしてるのは、今まで随意契約をしてた、それは自然ですと私は言うてるんです、その随意契約してた人はずっとそのままやっていってもらえるんだという感覚で随意契約をしてもらっているんです。その方が向こうの都合で、来年からしませんが。都合というのがはっきりとした都合が出てないんです。だからそれで、その後辞退をされるという事に対して、今までに随意契約という形で、こちらがそういう形をとってきたという事に対して、その業者をどうなんか、どういう具合に思われるんですかと言うてるんで

す。今までのプラントを建てた建設した業者等のつながりでメンテをそこへお願いするという事は自然であって、そのままずっとやっていただいていたという気持ちでおったんです、こちらとしてはね。そのために随意契約、入札を一回ずつしないで、という事になってきてるんです。それを一方的に、その業種を辞めるという事で言うてきておられるんだったら私は納得できる、業種を勤めながらやっている、その方に今まで随意契約してたという事に対して、何ら考えられないんですか、どうのこうのせよ、そんなんじゃないんです。これからの今後の随意契約、そのメンテ関係、それらについてのやり方についてはやはり一考していかなければいけないんじゃないんですか、ということをお私に言うてるんです。そこらをね、同じ、例えばですよ、火葬場を建設した高砂工業、そこへメンテを高砂何やらというところのサービス会社へ言うのは、それは自然ですよ。だけど、こんな途中でね、そこの都合で、いやもう随意契約は辞退しますよ、そういう具合にされるような相手に今まで随意契約してたという事に対して、これから随意契約というものについては慎重に考えなければいけないんじゃないかなという事を私は提案してるし、そういう事をどう考えておられるんですかということをお私に言うてるので、来年度からの契約する相手は入札でいろんな業者から選択をしていかなければならないという事は当然そうだと思いますし、その事で今までその業者、浅野環境サービスですか、そこがあまりにも私は勝手すぎるんじゃないかなと思ってますし、町として随意契約をする時に途中で投げ出してしまいうような、理由はそれが考えられるのは色々な政治倫理条例の事に関してかなと、タイミング的にそうなんです。そういう事だけでされるという事に対して、私は疑問を持っていますし、そこのご子息が町会議員に立候補される云々の事は別にしてもね、そういう業者に今まで随意契約をしてたという事に対して、どのように思われていますか。しょうないだけでは、私はおかしいな。そしたら今まで随意契約してたのおかしいで、そういうように指摘したくなってくるんです、不自然やということですね。その点について町長もう一回、助役さんでもよろしい

です。

助 役

今まで町長が答弁して参りましたが、やはり今まで随意契約によってメンテナンスをやってきた。突然やめる、私は色々なその方に事情があると思うんです。その事情によってですね、お辞めになる。これについては、それを止められるような要素があれば別に問題ないと思うんですが、状況によっては止められないような状況になる。そういう事から19年度でメンテナンスを行う場合、メンテナンスを実施していく中では入札によって今後適切に、いわゆる管理をしていく業者に落札していただいて、その方向で進めていきたいと思います。ただ、確かに小野委員おっしゃる勝手という事はあるわけですが、町としてはその方のご意向、色々な問題があるであろう、そのために辞退されたという事しか解釈できないという事がございます。

小野委員

色々議論しても、何かそこのご子息が選挙に出られるようですし、私も選挙に出ますので、何かそれに対する事で言うてるように思われても私もちょっと心外ですのでやめますけどね、やはり今後、そういうメンテナんかの契約をするにつけても、やっぱり慎重になっていってもらいたい、それこそ先程の指定管理業者、私の修正案否決されましたけどね、やはりそういう緊張感を持ってもらいたいために私はあえて出しておりましたし、それらのことをしっかりと思っというてもらいたい、という事もありますので。これで終わりますので。

委員長

他にございませんか。

(な し)

委員長

その他についても、これをもって終了いたします。

以上をもって、本日の案件についてはすべて終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任

いただきたいが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

それでは、閉会にあたり町長の挨拶をお受けいたします。

(町長挨拶)

委員長

これをもって、建設水道常任委員会を閉会いたします。

長時間ご苦勞様でございました。ありがとうございました。

(午後 17 時 50 分 閉会)